



たくさんの元気と笑顔が
あふれるまち 磐田

～今まで、これからも ずっと磐田～

第2次磐田市総合計画

発行年月：平成29年3月 編集：磐田市企画部 秘書政策課
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 電話：0538-37-4805
www.city.iwata.shizuoka.jp/





ごあいさつ

「総合力ナンバーワン」の まちを目指して

磐田市長 渡部 修

磐田市は、平成17年4月、合併により誕生し、これまで、新市まちづくり計画及び平成19年4月からスタートした「第1次磐田市総合計画」に基づき、新市としての一体感の醸成やまちの均衡ある発展を目指して、ハード・ソフトの両面から合併後のまちづくりを進めてまいりました。

この10年間に、リーマンショックに端を発した世界的な金融不況による日本経済の停滞、ICTをはじめとする急速な科学技術の進展、少子高齢・人口減少社会への突入などの社会経済情勢の変化、これに加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、私たちは、これまでに経験したことのない大きな転換期を迎えております。

また、時代の大きな変化の中で、地方分権改革の進展や経済の低迷による税収の減少、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今の時代を生きる私たちは、こうした様々な問題に立ち向かっていかなければなりません。

このような社会情勢を踏まえ、次の新たな10年間に向けて、この度、策定した「第2次磐田市総合計画」は、まちの将来像として「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田」を掲げ、市民の皆様とともに、「地域が元気」「企業が元気」「住む人が元気」になることで、たくさんの笑顔が集まり、あふれ、市民が幸せを実感でき、多くの方に「住んで良かった」「住み続けたい」と言われるような「まち」を目指していくものです。

これから10年は、さらに進む人口減少の問題や国の財政的な合併支援措置のひとつである普通交付税の合併特例措置の終了など、本市を取り巻く状況は、引き続き厳しくなることが予測されますが、このような状況下であっても、しっかりと進むべき方向を定め、本市の恵まれた地域資源を生かして課題を克服し、合併後のまちづくりから次代を担う子ども達へつなげる新たなまちづくりへと大きく舵を切り替えていかなければなりません。

今回の策定にあたっては、行財政改革はもとより、財政見通しに基づいた実現性・実行性のある計画とし、現在、進めている学府一体校構想やJR新駅の設置、新東名スマートインターチェンジの整備などを「まち」を発展させることのできる好機と捉え、将来の基礎づくりをさらに大きく進めていくこととしています。

本計画をまちづくりの目標として着実に推進し、全体のバランスが取れ、どこにも負けない「総合力ナンバーワン」のまちを目指して、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この総合計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました議会ならびに磐田市総合計画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成29年3月

目 次

第1章 はじめに

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成及び計画期間	2
4 計画策定の背景	4

第2章 基本構想

1 まちの将来像	12
2 まちづくりの基本理念	14
3 まちづくりの柱	15
4 将来人口	16
5 土地利用構想	18
6 まちづくりの体系	21

第3章 前期基本計画

1 策定の趣旨	24
2 計画の期間	24
3 分野別計画	24
(1) 分野別計画の体系	26
(2) 分野別計画の見方	28
分野1 産業・雇用・観光・移住定住	30
分野2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生	40
分野3 子育て・教育	48
分野4 健康・福祉	56
分野5 防災・消防・安全安心	64
分野6 都市基盤・環境	70
分野7 行財政改革	80

資料編

資料1 中期財政計画	88
資料2 総合計画と関連する下位計画	91
資料3 策定経過	97
資料4 磐田市総合計画審議会条例	98
資料5 磐田市総合計画審議会 委員名簿	99
資料6 用語解説	100

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画の構成及び計画期間

4 計画策定の背景



策定の趣旨

本市では、まちづくりの基本的方向を示す計画として総合計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。第1次磐田市総合計画※期間中には、リーマン・ショックに端を発した長引く景気の低迷や、東北地方を中心に甚大な被害を引き起こした東日本大震災の発生など、社会経済に多くの影響を及ぼす出来事がありました。

これからも様々な環境の変化が想定される中で、本市が発展していくためには、健全な財政のもとで市民、事業者、行政が一体となって活力あるまちづくりを推進し、安全で安心できる生活環境の形成や、ものづくり・スポーツのまちとしての優位性を生かし、個性あふれるまちとなることが求められています。平成17年の5市町村の合併から12年を迎えた本市のまちづくりが、まさに新たなステージへステップアップするための計画として、また、時代の変化に柔軟に対応し、本市が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、平成29年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

計画の位置づけ

第2次磐田市総合計画は、今後10年間のまちづくりの指針となるものであり、市の最上位計画です。このため、将来展望を基に自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、長期的な目標から具体的な事業計画までを示すものとします。

計画の構成及び計画期間

第2次磐田市総合計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とします。

〈1〉 基本構想

基本構想は、目指す「まちの将来像」やその実現に向けたまちづくりの基本理念や柱などを定めます。

- ① まちの将来像
- ② まちづくりの基本理念
- ③ まちづくりの柱
- ④ 将来人口
- ⑤ 土地利用構想
- ⑥ まちづくりの体系

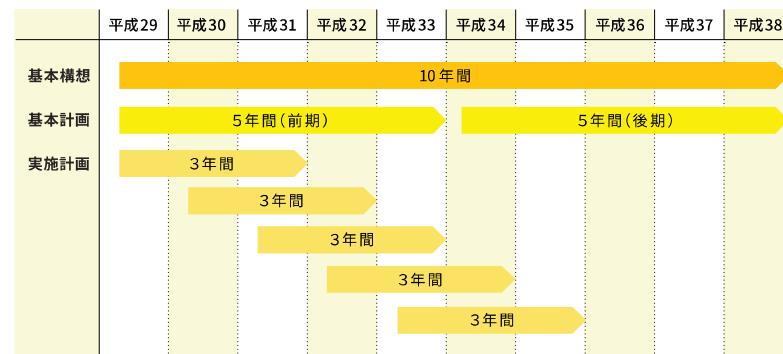
〈2〉 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するため、分野ごとの現状や課題を分析し、体系的に具体的施策や手段を示したもので、5年の計画として、全体計画期間の10年間を5年ごとに前期・後期に分けて策定します。

- ① 前期基本計画 平成29年度～33年度
- ② 後期基本計画 平成34年度～38年度

〈3〉 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策の取組みを実現するための計画であり、施策の取組みを具体的に示すものとして、計画期間は3年間とします。計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。



計画策定の背景

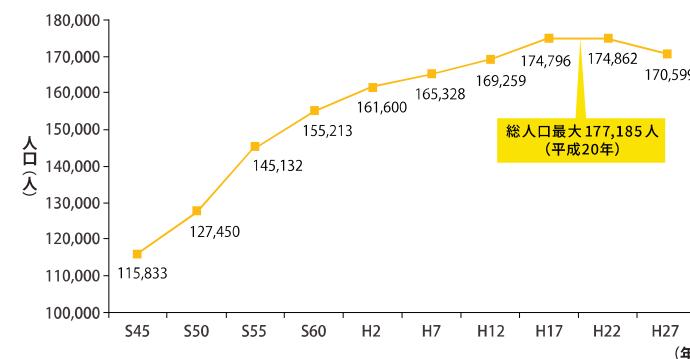
本市を取り巻く社会経済情勢は、時代と共に変化を続けています。
計画の策定にあたっては、以下に掲げる動き・背景を的確に把握して進めます。

〈1〉 人口減少局面への突入

平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所※が公表した「日本の将来推計人口」では、平成38年に人口1億2,000万人を下回り、平成60年には1億人を割って9,913万人となると推計されています。

本市の人口は、平成20年をピークに平成27年5月末現在で170,599人まで減少している状況にあります。平成27年10月に策定した「磐田市人口ビジョン」及び「磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進することが必要となっています。

■ 磐田市の人口推移



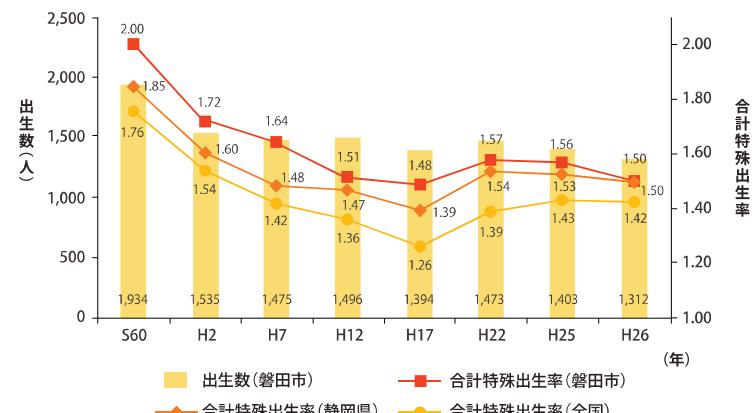
※資料 S45～H2までの実績値は、各年の国勢調査人口を基に補正した値で各年10月1日現在の数値：
『磐南5市町村新市まちづくり計画※』(磐南5市町村合併協議会)
H7～H12の実績値は、旧磐田市・旧福田町・旧竜洋町・旧豊田町・旧豊岡村の値を合計した数値：『市町村の指標』(静岡県)
H17～H20・H22の実績値は、各年4月末現在の数値：住民基本台帳人口(磐田市)
H27の実績値は、5月末日現在の数値：住民基本台帳人口(磐田市)

〈2〉 出生率の低迷

わが国は世界で最も少子化が進んだ国の一となり、合計特殊出生率※が最も低かった平成17年の1.26に対し、平成26年は1.42と上昇したものの、生まれた子の数は100万3,532人で過去最少になっています。その要因の一つに30歳代、40歳代の未婚者の増加や、晩婚化・晚産化が進んでいることが挙げられています。

本市においても、合計特殊出生率が1.50(平成26年)にとどまっています。このため、公立保育園の定員増や、民間施設の施設整備への支援などの子育て環境の整備を進めていますが、引き続き、若い世代が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境を整備し、出生率を改善させる必要があります。

■ 磐田市の合計特殊出生率と出生数の推移



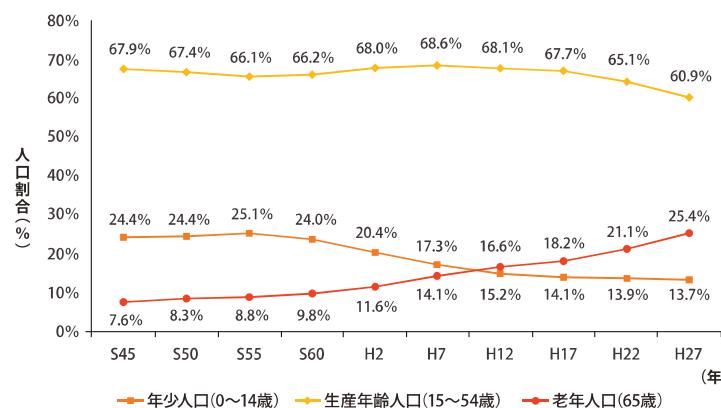
※資料 出生数(磐田市)：『人口動態統計』厚生労働省
(※S60～H12までは、旧磐田市・旧福田町・旧竜洋町・旧豊田町・旧豊岡村の出生数の合計値、H17以降は、磐田市)
合計特殊出生率(全国)：『人口動態統計』厚生労働省
合計特殊出生率(磐田市)：『人口動態保健所・市区町村別統計』厚生労働省
(※H16以前の合計特殊出生率に関しては、旧磐田市の値を使用している。なお、合計特殊出生率は5年単位でのデータ、H25～H26の磐田市の合計特殊出生率については、磐田市の試算による。)

〈3〉 超高齢社会の到来

わが国は、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、社会保障費増大に伴う財政負担の増加や高齢者が安心して生活できる社会づくりが大きな課題となっています。本市では、平成27年5月末現在で、高齢化率が25.4%となっていることから、高齢者の見守りネットワークづくりや交通弱者の足となるデマンド型乗合タクシー※の導入などを進めてきています。

今後は、認知症対策の推進など医療や介護が必要になっても住み慣れた地域と住まいで安心して生活できる体制づくりが必要となっています。

■磐田市の年齢3区分別人口割合の推移



※資料 S45～H2までの実績値は、各年の国勢調査人口を基に補正した値で、各年10月1日現在の数値より算出：

『磐南5市町村新まちづくり計画』(磐南5市町村合併協議会)

H7～H12の実績値は、旧磐田市・旧福田町・旧竜洋町・旧豊田町・旧豊岡村の値を合計した数値より算出：『市町村の指標』(静岡県)

H17～H22の実績値は、各年4月末日現在の住民基本台帳人口(磐田市)の数値より算出

H27の実績値は、5月末日現在の住民基本台帳人口(磐田市)の数値より算出

〈4〉 地域産業・経済を取り巻く状況の変化

リーマン・ショックやその後の円高による輸出産業の競争力の低下に伴う企業の海外移転等により、日本経済は長期間低迷してきました。そうした中、政府の経済対策などにより、景気回復の兆しが見えてきましたが、その効果が未だ大都市や一部企業に限定され、地方や中小企業等には波及していない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本市では、企業立地の推進や新東名スマートインターチェンジ※の設置などの取組みを進めています。

今後も、本市の持続的な発展に向けて、地域企業の活動支援、企業立地、創業支援などにより地域経済を活性化させ、“しごと”を呼び込み、“ひと”“もの”が集まるという好循環を実現させる必要があります。

〈5〉 コミュニティの活発化と協働の推進

高齢化が進展する中で、地域での福祉や防犯・防災等における共助の重要性が一層増しています。一方、高齢者のみの世帯や自治会未加入者の増加、自治会役員の扱い手不足など共助を進めていく上での基盤となる地域力の低下が懸念されています。地域力の維持・向上を図るため、地域社会における退職者や女性の活躍、ボランティアやNPO※の参加などを促進する必要があります。

本市においては、地域力の向上を図るため、新たな地域活動拠点として「交流センター※」を開設するとともに、地域活動の主体となる「地域づくり協議会※」の設立やその活動を支援しています。

今後も、地域を元気にする活動や地域課題を解決する新たな仕組みづくり、地域コミュニティを活性化するための取組みが必要となっています。

〈6〉 多彩なスポーツ資源

市民の健康意識の高まりや子どもの体力低下傾向などから、スポーツに対する関心や期待は高まっている状況にあります。

本市は、サッカーとラグビーの2つのジュビロのホームタウン、また、卓球の水谷隼選手や伊藤美誠選手の出身地でもあり、その他にもサーフィンなど、多彩なスポーツ資源を抱えています。これらの資源を活用したジュビロ磐田ホームゲームの小学生一斉観戦※の実施や、各種市民スポーツ大会など、市民がスポーツに親しみ、スポーツが楽しめる環境づくりを進めています。

平成31年(2019年)にはラグビーワールドカップ、平成32年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、大会期間中には全世界から多くの人がわが国を訪れるとともに、関連イベントの開催をはじめ、スポーツや国際交流をテーマとした活動の展開が想定されることから、これらを契機とした新たな本市の魅力発信、地域経済の活性化、市民の関心度を向上させる体制・環境づくりが求められています。

〈7〉 教育環境の向上と次代を担う人づくり

情報化、国際化、グローバル化が進展して国際競争の激しさが増す中で、次代を担う人材や世界で活躍する人材を育成することが求められています。

また、いじめや不登校など様々な心の問題を抱える児童生徒への対応として、良好な人間関係をつくる能力を育むとともに、心の教育の推進に取り組んでいく必要があります。

本市においては、小中一貫教育※やコミュニティ・スクール※の成果をさらに発展させ、学府一体校等新時代の新たな学校づくりを進めています。また、小中学生の広島平和記念式典※への派遣や中学生の海外派遣、高校生を対象としたヤング草莽塾※などの実施を通して、若い世代の人材育成に取り組んでいます。

今後も、引き続き、学校、家庭、地域が一体となって夢や希望をもって生き生きと学ぶ児童生徒を育て、次代を担う人づくりを進めていくことが必要です。

〈8〉 危機管理・防災体制の強化

東日本大震災※をはじめとした大地震、集中豪雨などの大規模な自然災害、新たな感染症や凶悪な犯罪など、日常生活の安全・安心を脅かす要因が増加しており、安全・安心な暮らしに対する国民の意識が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、危機管理体制の確立を図るとともに、沿岸部への津波対策として海岸堤防※の建設に着手するなど防災・減災対策を進めています。また、消防・救急体制の整備や治水対策などを推進し、安全・安心に関する各種施策を実施しています。

今後についても、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策や、防犯、交通事故、契約や商品・サービスのトラブルなどといった市民の安全・安心を脅かす事象に対応した施策の充実が求められています。

〈9〉 地球規模での環境問題への対応

地球温暖化や大気汚染など、環境問題が世界的に深刻化する中で、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー※利用への意識が一層高まっています。

本市においては、地球温暖化防止を含め、環境保全の啓発や市内企業のエコアクション21※認証取得に対する支援などの環境対策を進めています。

今後も、行政だけでなく市民や事業者が、地球環境問題を認識し、人や環境にやさしいライフスタイルや都市構造への転換を図るなど、様々な分野において継続的・横断的な取組みを実践することで、豊かな自然環境を維持し、将来世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会を形成することが求められています。

〈10〉 高度情報化社会の進展

情報通信技術(ICT)※の飛躍的な発達やパソコン・スマートフォンなどの情報通信機器の普及、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)※の普及などにより、様々な分野で容易に情報を収集・発信することが可能となっており、我々の経済活動やライフスタイルは、大きく変化しています。

本市においては、市内全域への光ファイバ網整備などの基盤整備とともに行政情報のメール配信サービス(いわゆるホップライン)※や電子申請システム※などを活用し、市民の利便性の向上に取り組んでいます。

今後も、IoT※などの情報通信技術に対応した新たなサービスの導入に努めるとともに、教育分野や医療・福祉分野におけるICT利活用の推進などの取組みを進めていく必要があります。

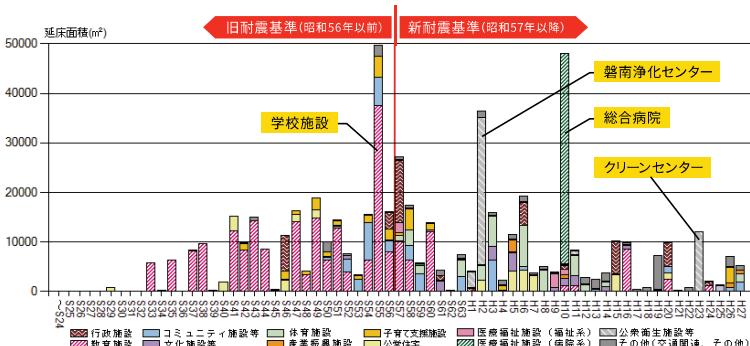
〈11〉 公共施設の老朽化への対応

本市においては、全国の自治体と同様、高度成長期の急激な人口増加や市民生活向上への対応等のために、多くの公共施設等が整備され、今後20年ほど経つと一斉に耐用年数を迎えます。人口減少の到来と高齢社会の進行により、今後、厳しさを増す財政状況の中、今ある施設のすべてを同規模で建て替えることは非常に困難であると見込まれています。

このため、「磐田市公共施設白書」や「磐田市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の現状と課題を整理し、公共施設等をマネジメントする基本方針を定めています。

今後も、公共施設等の更新などに係る財政負担を軽減・平準化するとともに、まちづくりやコミュニティ等の視点から、公共施設等の最適な配置を実現することで、行政サービスの水準を確保することが求められています。

■ 公共建築物の年代別整備量



※資料：磐田市公共施設等総合管理計画

※公共建築物：磐田市公共施設等総合管理計画では、体育施設、産業振興施設、コミュニティ関連施設、行政施設

交通関連施設、公衆衛生施設、公営住宅、防災関連施設、教育施設、文化施設、医療福祉施設、

子育て支援施設を指し、これらをまとめて「公共建築物」としている。

〈12〉 地方分権改革の進展

平成12年の地方分権改革以来、中央から地方へという地方分権の流れが本格化し、税源移譲や交付税・補助金の見直しなどが進んできました。また、平成23年の第1次・第2次地方分権一括法※の施行により、国からの義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大等が行われ、基礎自治体へ多くの事務や権限が移譲されました。

今後は、国の指導による画一的な行政運営ではなく、各自治体が地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくとともに、自主的・自立的な行政運営を行うことが求められています。そのため、本市においても、限られた財源の中で地域自らの主体性と責任において、行政課題に取り組む重要性がより高まっています。

〈13〉 財政状況の変化への対応

人口減少と少子高齢化による人口構造の変化は、生産や消費の減少に伴う経済の減退のほか、税収への影響などが懸念されています。また、本市においては、市町村合併による特例措置である普通交付税の合併算定替が、平成32年度に終了し、平成33年度から普通交付税額が大幅に減額となると推測されます。

このように歳入の減少が見込まれる中、歳出においては、社会保障関係費や老朽化した公共施設等の維持管理、更新費用の増加など、財政状況が厳しさを増すことが懸念されます。

そのため、これから行政運営においては、選択と集中、効率的で効果的な行政運営のもと、より一層、地域特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが求められています。

第2章 基本構想

- 1 まちの将来像
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 まちづくりの柱
- 4 将来人口
- 5 土地利用構想
- 6 まちづくりの体系

まちの将来像



磐田市は、古墳時代に900基以上の古墳が作られ、奈良時代には遠江国分寺と遠江国府が置かれるなど、歴史が語りつがれている「まち」です。江戸時代には、東海道五十三次見付宿として繁栄するなど、東西交通の要所として発展してきました。近年では、工業都市として、また、農業産出額においても県内屈指の「まち」となっています。都市部と農村部がバランスのとれた発展を遂げているだけでなく、特にスポーツにおいては、サッカーとラグビーのトップリーグで活躍する2つのジュビロのホームタウンであるなど、全国的にも知られている「まち」です。

しかしながら、わが国が本格的な人口減少社会を迎える中にあって、本市においても、人口減少・少子高齢化の進行が、「まち」としての活力の維持や安定的な行政サービスの提供に大きく影響を及ぼす重要な課題となっており、こうした状況に対応するまちづくりを進めていく必要があります。

私たちの故郷である磐田市には、つながり、支え合い、助け合いながらこのまちに誇りと愛着を持って暮らす「人」がいて、脈々と受け継がれてきた歴史・文化や元気な産業を持つ活気に満ちた「まち」があり、暮らしに潤いと安らぎを与えてくれる「豊かな自然」「スポーツ」などがあります。また、JR新駅の設置、新東名スマートインターチェンジの整備などが進められており、これらを最大限活用することで「まち」を将来大きく発展させることのできる好機を迎えようとしています。

このように、恵まれた自然環境に囲まれ、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせる「まち」であることは、本市の貴重な財産です。

今後も将来にわたって、この恵まれた地域資源を活用し、「地域が元気」「企業が元気」「住む人が元気」になることで、たくさんの笑顔が集まり、あふれ、市民が幸せを実感でき、多くの方に「住んで良かった」「住み続けたい」と言われるような「まち」を目指し、次のように「まちの将来像」を定めます。

まちの将来像

たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田

～今まで、これからも ずっと磐田～

～今まで、これからも ずっと磐田～とは

磐田市合併10周年記念のキャッチフレーズで、「今まで、これからも」というコピーから、過去と未来をつなぎ、さらに発展・成長する姿を表し、「ずっと磐田」というコピーから、どんな状況下になんでも磐田らしさを持ち続けていくことを表します。

今回の総合計画の策定にあたり、副題(サブタイトル)として採用しました。



まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」とは、「まちの将来像」を実現するため、今後のまちづくりを進めるうえで、大切にしていく基本的な考え方を示したものです。

近年、本市を取り巻く社会環境は、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展など大きく変化し、地域社会では、防犯・防災、子育てや福祉、環境などの多様な地域課題を抱えています。

このような課題を解決し、明るく元気なまちをつくっていく原動力となるのは、人そのものであり、そこに住む人々が互いに信頼で結ばれ、支え合い、助け合うことによって高まる地域の力(ちから)こそが、まちの力(ちから)になります。

これまで、本市においては、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの実施、ふるさと先生制度の活用など魅力ある学校づくりを進めるとともに、中学生の海外派遣や小中学生の広島平和記念式典への派遣など体験を重視する教育を推進してきました。さらには、市内の高校生が市政への提案を行うヤング草莽塾を開講するなど、各年代における「人づくり」に力を入れて取り組んできました。

また、公民館やコミュニティセンターの交流センターへの一元化、新たな交流センターの整備、地域活動を支える地域づくり協議会の設立やその運営への支援など、ハード・ソフトの両面から、「地域づくり」を推進してきました。

第2次磐田市総合計画では、まちづくりの基本理念を次のように定め、未来を担う子どもたちや地域活動を支える人材の発掘・育成や地域への支援などを通じて、より一層の「人づくり・地域づくり」を進め、基本構想に掲げる「まち」の将来像の実現に取り組みます。

まちづくりの基本理念

未来のまちづくりを担う 「人づくり・地域づくり」を進めます

まちづくりの柱

「まちづくりの柱」とは、「まちの将来像」を実現するため、「まちづくりの基本理念」の下、今後、重点的に目指していくまちの姿を示したものです。

ものづくりとスポーツのまち

地域に根ざした産業や経済活動が盛んで、市民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通した健康づくりや地域経済の活性化が図られ、活気あふれる「ものづくりとスポーツのまち」を目指します。

そのために、新東名スマートインターチェンジやJR新駅の設置など都市基盤の整備を進めるとともに、企業立地や次世代型農水産業へ参入する企業に対する支援を行います。

また、市民や事業者、大学等との連携を図りながら、磐田スポーツ部活※やジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦などの取組みを推進します。

子育て・教育のまち

安心して子どもを生み育てられる環境の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちが明るい希望や夢を持ち、たくましく育つ「子育て・教育のまち」を目指します。

そのために、磐田市幼稚園・保育園再編計画に基づく定員増の取組みや相談機能を兼ね備えた(仮称)子ども図書館の整備、学府一体校等新時代の新たな学校づくりなどを進めます。

自然と歴史・文化のまち

本市の有する豊かな自然や歴史・文化を大切に守り、まちの魅力として高めることで、市民が誇れる「自然と歴史・文化のまち」を目指します。

そのために、桶ヶ谷沼のベッコウトンボ※の保護活動をはじめとして、国指定文化財である遠江国分寺跡の整備や新たな文化の拠点となる(仮称)磐田市文化会館の建設、大池の整備などの取組みを進めます。

安全・安心なまち

災害や犯罪、交通事故などに対する不安をなくし、安全で安心して暮らせるまちを目指します。また、地域における支え合いを大切にしながら、高齢者や障がい者など市民が住み慣れた地域で健やかに暮らせる「安全・安心なまち」を目指します。

そのため、県と連携した海岸堤防の整備や上下水道施設の耐震化、自主防災組織への支援などを進めるとともに、地域包括支援センター※の機能強化や認知症初期集中支援チーム※の設置等、福祉の充実を進めます。

将来人口

〈1〉 将来人口の考え方

全国的に人口減少・少子高齢化の流れが続く中、本市においても、将来に向かって人口減少の傾向が続いていることが予想されます。急激な人口の減少は、労働力の低下、消費需要の縮小など、社会経済や市民生活への影響をもたらすことなどが懸念されています。本計画における将来人口の設定にあたっては、このような時代背景や磐田市人口ビジョン、磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容と整合を図って設定していくこととします。

〈2〉 将来人口フレームについて

平成25年3月に出された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の平成38年の人口は154,921人まで減少するとされています。

本計画では、磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組みなど「子育て支援の充実」や「雇用の確保」等を推進し、住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を総合的に展開することにより、自然動態・社会動態の改善に努め、平成38年における将来推計人口を約166,000人とします。

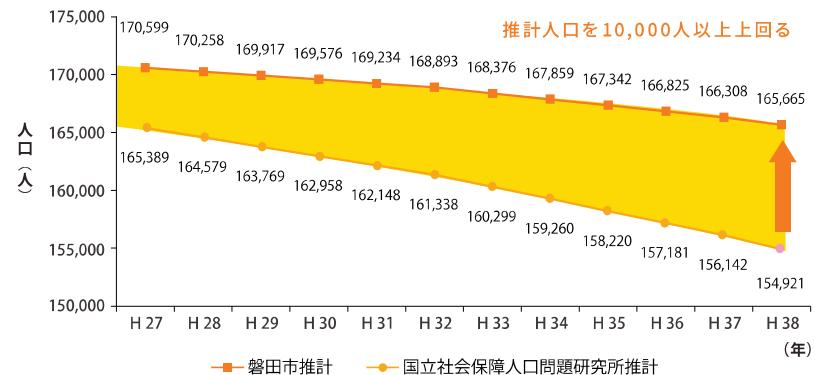
① 自然動態の目標

一人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)を磐田市人口ビジョンに合わせて、平成26年1.50から平成32年に1.60、平成38年に1.66まで引き上げます。

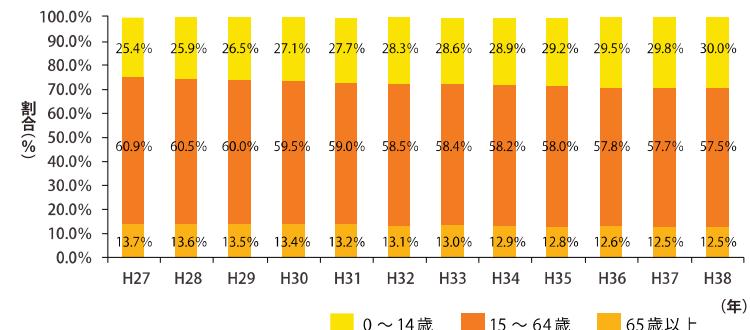
② 社会動態の目標

人口流出を抑制し、UIJターン者等の増加に努め、磐田市人口ビジョンに合わせて、転入者超過数を10年間で200人、1年当たり20人まで引き上げます。

■ 将来人口の推計



■ 年齢別人口割合の推計



*グラフは、磐田市推計に基づくもの

土地利用構想

土地は、市民にとって暮らしや生産といった様々な活動を支える共通の基盤であり、将来にわたる貴重な資源として、大切に次代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、現在、新東名スマートインターチェンジやJR新駅の整備を進めていますが、これらの整備は、新たな広域交流を生み出すなど、本市の持続的な発展やまちの活力に大きく寄与するものと推測されます。

一方、近年、人口減少・少子高齢化といった人口構造の変化や大規模災害への対応、また、適切な管理がなされていない空き家などへの対応が課題となっています。

こうした変化や課題を的確に捉え、適切に対応するとともに、本市の特性を活かしながら、コンパクトなまちづくりを進め、子どもから高齢者まで、みんなが安心して暮らせ、また、多くの人の交流や新たな産業活動の展開を促し、まちの活力が次代に持続するような土地利用を目指します。

1. 土地利用の基本的な考え方

まちの将来像の実現に向けて、次の基本的な考え方に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

なお、具体的な土地利用の指針などは、都市計画マスターplanなどにより示すことにします。

〈1〉自然環境に配慮した土地利用

豊かな自然環境は、市民共有の財産であり、これまで守り受け継いできた環境を保全し、継承していくとともに、再生可能エネルギーの活用による環境負荷の低減など、自然環境との共生に配慮した土地利用を推進します。

〈2〉持続的な発展ができる土地利用

まちの活力を維持・増進するため、本市の個性や特性を活かし、産業の振興を図るとともに、便利で快適な居住環境の整備を進め、当該地域の発展につながるような土地利用を推進します。

〈3〉安全で快適な土地利用

市民の安全な生活を確保し、すべての人が暮らしやすいまちを実現するため、自然災害や防災への対応力を高めるとともに、安全で快適に暮らすことができる土地利用を推進します。

2. 土地利用の配置構成

土地利用の基本となる都市構造は、第1次磐田市総合計画と同様に「拠点」「地域」「軸」などを要素とし、それらに係る概念を改めて整理します。

拠 点	地 域	軸
地域の中で、市民の暮らしや来訪者の活動を支える多様な機能が集積し、多くの人が集まる場所。産業活動の中心的な場所	都市的利用や自然・営農保全など、土地利用のあり方を示す大枠での区分	広域都市間や市内の拠点を結び付け、人々の交流や円滑な移動を支えるとともに、連続した都市空間を形成する主要な道路

〈1〉 拠 点

都市拠点	広域から多くの人を受け入れる玄関口として、賑わい創出や地域住民の日常生活に必要となる施設や居住を誘導する拠点
地域拠点	地域サービスを主体とした商業・業務機能等が集積し、地域住民の生活を支える場として、日常生活に必要となる施設や居住を誘導する拠点
集落拠点	環境に配慮したゆとりある集落地の形成を図る拠点
産業拠点	企業誘致等においてポテンシャルの高い高速道路インターチェンジ周辺や、工業都市として本市の発展を支えてきた中心的な産業集積地として、新たな産業形成や既存工業地の維持・拡充を図る拠点

交流・レクリエーション拠点

良好な自然資源や歴史文化を有し、市民や来訪者の交流の場となっているエリアとして、市民や来訪者が快適に過ごせるための環境維持や機能充実を図る拠点

〈2〉 地 域

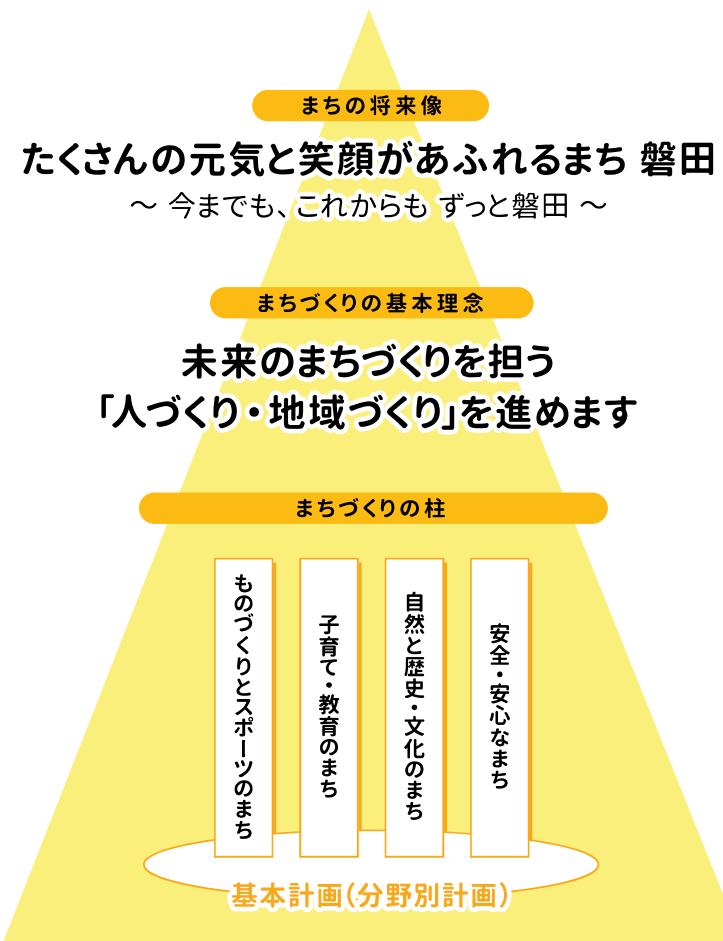
市街地地域	良好な市街地環境の形成や市民の生活サービス水準の向上を図るため、居住や医療・商業・福祉施設等の都市機能を誘導する地域
農地・集落地地域	農地と集落が共存し、引き続き市街化を抑制し自然と共生したゆとりある空間形成を基本とする地域
自然保全地域	森林地域や斜面樹林地等のまとまった緑地で、その保全を図る地域

〈3〉 軸

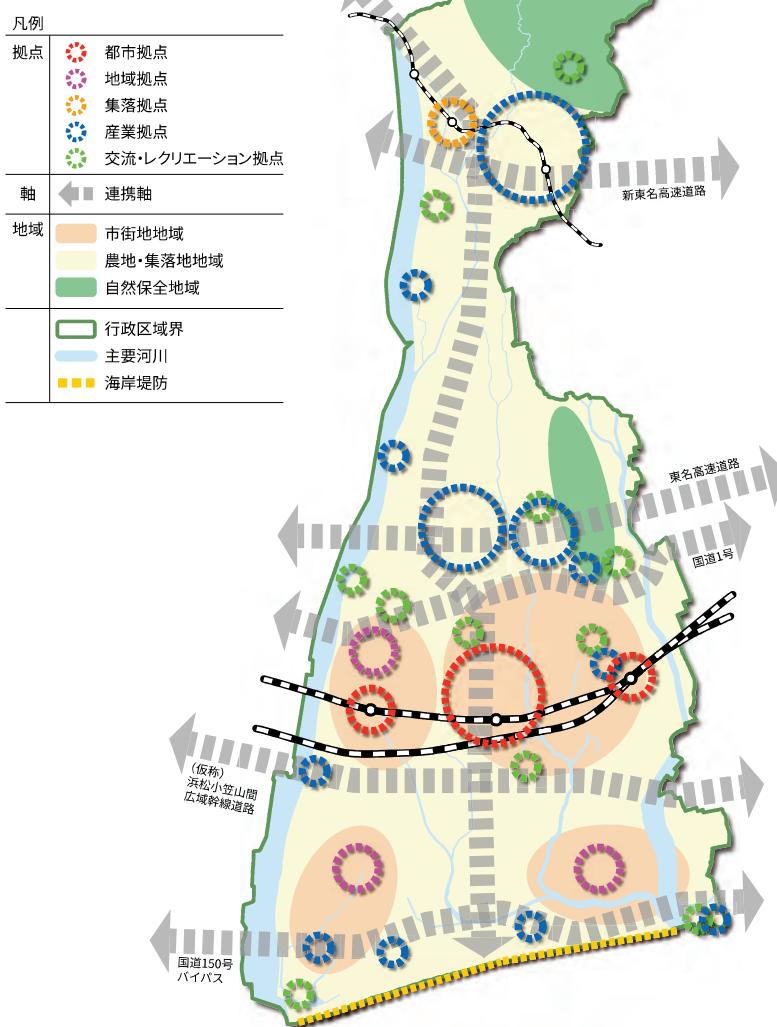
連携軸	広域都市間を結ぶ高速道路や、主要な幹線道路などの広域交通の円滑な処理や産業活動を支える道路。また、各地域間を結び市内の移動円滑化を図るとともに、市内の連携を強化するため、機能維持・充実を図る道路
-----	---

まちづくりの体系

今後の10年先を見据え、市民・事業者・行政が一体となり、オール磐田で目指すべき「まちの将来像」と、「まちの将来像」を実現するための「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの柱」などの関係について、体系的に整理します。



3. 土地利用構想図



第3章 前期基本計画

1 策定の趣旨

2 計画の期間

3 分野別計画

〈1〉分野別計画の体系

〈2〉分野別計画の見方

■分野1 産業・雇用・観光・移住定住

■分野2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生

■分野3 子育て・教育

■分野4 健康・福祉

■分野5 防災・消防・安全安心

■分野6 都市基盤・環境

■分野7 行財政改革



策定の趣旨

基本構想において、まちの将来像である「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田～今まで、これからも ずっと磐田～」の実現に向け、「まちづくりの基本理念」と4つの「まちづくりの柱」を設定しました。

この前期基本計画は、基本構想で掲げた「まちづくりの基本理念」と4つの「まちづくりの柱」のもと、各分野の施策を進めながら、社会の変化等にも対応しつつ、計画的に、市民とともに、オール磐田でまちづくりを進めていくため、策定するものです。

計画の期間

前期基本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画とします。

分野別計画

分野別計画は、施策ごとの取組みを以下のとおり、分野別に整理したもので、総合的かつ計画的に推進していきます。

分野1 産業・雇用・観光・移住定住

本市の特徴である“ものづくり”における人材や技術の集積を活かし、既存産業の活性化や創業・新産業の創出などにより雇用の場の確保に努めるとともに、本市が持つ様々な魅力（観光資源、文化など）、地域ブランドを市内外に効果的・戦略的に発信し、交流人口の増加やその先の移住・定住を目指します。



分野2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生

市民の自主的・主体的なまちづくりを推進するため、地域づくり協議会の活動を支援するとともに、交流センターを拠点とした地域づくりを進めます。

また、市民が、生涯にわたって様々な知識や教養を身に付けるとともに、心身の健康づくりに向けて学習機会の充実やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

あわせて、これまで培ってきた歴史・文化の適切な保全・活用を図るとともに、女性や外国人の社会参加を支援・促進します。



分野3 子育て・教育

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、たくましく育つ環境づくりを進めるため、妊娠から出産、子育てまでの継続した子育て支援の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した学校づくりや、子どもたちを「地域の宝」として学校や保護者と共に守り育てるための教育施策を推進します。



分野4 健康・福祉

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるように、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図ります。



分野5 防災・消防・安全安心

市民の生命と財産を守るため、地震や豪雨等の自然災害に対する防災・減災対策の推進や消防・救急体制の充実を図るとともに、防犯や交通安全などの日常生活における対策を進め、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。



分野6 都市基盤・環境

暮らしの利便性の向上や地域経済活動の発展に向け、市民の日常生活を支える上下水道などの生活基盤を整備するとともに、道路・公共交通などの交通ネットワークの形成を進めます。

また、自然との共生を進めるため、自然環境の保全に努めるとともに、環境にやさしいライフスタイルや循環型社会の構築に向けた取組みを推進し、人と自然にやさしいまちを目指します。



分野7 行財政改革

持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政運営や公共施設の長寿命化・適正な維持管理を推進することにより、市民の視点に立った行財政運営、市民サービスの向上を目指します。



1. 分野別計画の体系



2. 分野別計画の見方

各分野は、複数の基本施策で構成されており、基本施策ごとの内容は次の項目から成り立っています。

■各分野の最初のページ

分野1 産業・雇¹・観光・移住定住

■この分野の方向性

本市の特徴である“ものづくり”における人材や技術の集積を活かし、既存産業の活性化や創出などにより雇用の場の確保に努めるとともに、本市が持つ様々な魅力（観光資源、文化など）、地域ブランド※を市内外に効果的に発信し、交流人口の増加やその先の移住・定住を目指します。



■この分野の施策体系

基本施策1 元気な農林水産業の育成	P32
基本施策2 中小企業等の競争力強化と企業立地の推進	P33～
基本施策3 産業を担う人材の育成 ² の支援	P35～
基本施策4 交流人口の拡大と商業・サービス業の活性化	P37
基本施策5 ブランド力の強化とシティプロモーションの推進	P38
基本施策6 移住・定住の推進	P39

■この分野の指標・目標値

分野1の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
新規就農者数	5人	26人	農業委員会調査による45歳未満の新規就農者【H27からH33までの累計】
新たな企業立地件数	2件	20 ⁴	1,000㎡以上の立地件数(太陽光発電事業を除く)【H27からH33までの累計】
新規雇用者数	356人	1,250人	市独自調査による市内企業の新規雇用者数【H27からH33までの累計】
観光交流客数	357万人	400万人	市内イベント・各観光関連施設などへの入込み人数／年
転入者数	-24人 転出超過	140人 転入超過	年度ごとの転入者の超過人數の累計【H27からH33までの累計】

■この分野の重点事業

分野1の重点事業は、以下のとおりです。

① 次世代型農水産業⁵などに参入する企業を支援します



新しい技術を活用した次世代型農水産業が、本市の産業の新しい柱となるよう、補助制度の創設などにより企業への支援を行います。

①分野……………記載されている分野名

②分野の方向性……………この分野の方向性を記載しています。

③分野の施策体系……………この分野で記載している基本施策を示しています。

④分野の指標・目標値…策定時の現状、目標年度での目標値と指標の定義(説明)を記載しています。

⑤分野の重点事業……………この分野の計画期間の重点事業とその内容を記載しています。

■各分野の基本施策のページ

基本施策1 元気な農¹水産業の育成

基本施策の方向

地域の特性を生かした農林水産業の振興²ため、多様な担い手の育成・確保や農地の有効活用などを推進するとともに、高付加価値のある生産品の産地化に取り組みます。

施策と主な取組み

1. 担い手の育成・確保を行い、“3”農業”を創出します

認定農業者や農地所有適格法人など意欲ある農業者が、安定的かつ継続的に農業を展開できるような環境を整備することにより、農業を支える人材の育成・確保を図ります。

また、企業の農業参入や、ICTなどを活用した異業種間連携による新たな農業への取組みを支援します。

【主な取組み】

- 人・農地プランの策定推進など、農業委員会等の関係機関と連携し、担い手農業者や新規就農者の育成を支援
- 次世代型農水産業などに参入する企業に対する支援
- 企業に農業技術や経営のノウハウを学ぶ場を提供する「いわた農業経営塾」の実施

①基本施策名……………各分野で取り組む基本施策名を記載しています。

②基本施策の方向…基本施策の方向を記載しています。

③施策名……………基本施策を構成する施策名称とその概要を記載しています。

④主な取組み……………各施策の計画期間の5年間で実施する取組みのうち主なものを記載しています。

分野1 産業・雇用・観光・移住定住

■ この分野の方向性

本市の特徴である“ものづくり”における人材や技術の集積を活かし、既存産業の活性化や創業・新産業の創出などにより雇用の場の確保に努めるとともに、本市が持つ様々な魅力（観光資源、文化など）、地域ブランド※を市内外に効果的・戦略的に発信し、交流人口の増加やその先の移住・定住を目指します。



■ この分野の施策体系

基本施策1 元気な農林水産業の育成	P32
基本施策2 中小企業等の競争力強化と企業立地の推進	P33～
基本施策3 産業を担う人材の育成・就労の支援	P35～
基本施策4 交流人口の拡大と商業・サービス業の活性化	P37
基本施策5 ブランド力の強化とシティプロモーションの推進	P38
基本施策6 移住・定住の推進	P39

■ この分野の指標・目標値

分野1の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
新規就農者数	5人	26人	農業委員会調査による45歳未満の新規就農者【H27からH33までの累計】
新たな企業立地件数	2件	20件	1,000m ² 以上の立地件数(太陽光発電事業を除く)【H27からH33までの累計】
新規雇用者数	356人	1,250人	市独自調査による市内企業の新規雇用者数【H27からH33までの累計】
観光交流客数	357万人	400万人	市内イベント・各観光関連施設などへの入込み人数／年
転入者数	-24人 転出超過	140人 転入超過	年度ごとの転入者の超過人数の累計【H27からH33までの累計】

■ この分野の重点事業

分野1の重点事業は、以下のとおりです。

① 次世代型農水産業※などに参入する企業を支援します

新しい技術を活用した次世代型農水産業が、本市の産業の新しい柱となるよう、補助制度の創設などにより企業への支援を行います。



② 多様な担い手の育成に向け 「いわた農業経営塾※」を推進します

企業の農業参入や農業の多様な担い手育成等を図るため、民間企業と連携して「いわた農業経営塾」を推進します。



③ 企業の立地環境の整備を進めます

企業ニーズの把握を通じて企業が立地しやすい環境を整備し、企業立地を推進します。



④ 創業支援ネットワーク「チャレンジサポートー磐田」を活用して創業・起業を推進します

創業支援事業計画※に基づき、関係機関で構成する創業支援ネットワーク「チャレンジサポートー磐田」を活用した創業・起業への支援を行います。



⑤ 「軽トラ市※」開催への支援など “まち”にぎわいづくりを推進します

「軽トラ市」などのイベント開催や、既存商店・開業しようとする方への支援を通して、まちにぎわいづくりを推進します。



⑥ 磐田のブランド力の強化など シティプロモーション※の取組みを推進します

本市のイメージアップや他自治体との差別化を図るために、テレビCMやラジオ番組、SNSなどを活用したシティプロモーションの取組みを推進します。



⑦ 首都圏等での就職面接会の開催などにより 「UIJターン就職※」を促進します

首都圏等での市内企業による就職面接会や就職希望者への人材育成セミナー、市内企業へのインターンシップ※の推進などの実施を通して、UIJターン就職を促進します。



基本施策1

元気な農林水産業の育成

基本施策の方向

地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るため、多様な担い手の育成・確保や農地の有効活用などを推進するとともに、高付加価値のある生産品の産地化に取り組みます。

施策と主な取組み

1. 担い手の育成・確保を行い“新しい農業”を創出します

認定農業者※や農地所有適格法人※など意欲ある農業者が、安定的かつ継続的に農業を展開できるような環境を整備することにより、農業を支える人材の育成・確保を図ります。

また、企業の農業参入や、ICTなどを活用した異業種間連携による新たな農業への取組みを支援します。

【主な取組み】

- 人・農地プラン※の策定推進など、農業委員会等の関係機関と連携し、担い手農業者や新規就農者の育成を支援
- 次世代型農水産業などに参入する企業に対する支援
- 企業に農業技術や経営のノウハウを学ぶ場を提供する「いわた農業経営塾」の実施

2. 農林水産資源の保全を図ります

耕作放棄地※の解消や農用地※の有効活用を図るとともに、圃場・農道・用排水路の整備や排水機場の維持管理などの生産基盤の整備と長寿命化を進め、農業の生産性の向上を図ります。

また、林道の維持管理などを行い、森林の多面的な機能の保全を図ります。

【主な取組み】

- 耕作放棄地解消への支援及び抑止対策の促進
- 土地改良施設の整備・長寿命化の推進
- 市民との協働による農村環境の保全

3. 農林水産資源を活かした魅力の発信を進めます

新たな地域資源の発掘や既存の地域資源の有効活用を図るため、地元の特産物を活用した6次産業化※と地場産品の知名度の向上を推進します。

【主な取組み】

- 「いわた産業振興フェア※」の開催を通じ、新分野進出、産業創出に向けての企業及び異業種間交流の促進
- 国内外の販路開拓への支援
- ふるさと納税制度※の活用も含めた温室メロンや茶、シラスなど農林水産資源のPR

基本施策2

中小企業等の競争力強化と企業立地の推進

基本施策の方向

企業間連携の推進をはじめ、企業の技術や地域資源を活用し、地域企業の活動を支援するとともに、新たな産業の創出、企業誘致を推進します。

施策と主な取組み

1. ビジネスチャンスを創出します

海外展開も視野に入れたビジネスマッチング※の機会の提供を図るとともに、マーケティング※・人材育成など、中小企業等が抱える経営課題を解決する専門的なコーディネーター※の派遣等による中小企業等への支援を行います。

【主な取組み】

- 展示商談会へ出展する中小企業等への支援
- 中小企業等への専門的コーディネーターの派遣
- 国内外の販路開拓への支援【再掲】
- 次世代自動車、新エネルギー、航空宇宙など新成長分野への参入促進
- 「いわた産業振興フェア」の開催を通じ、新分野進出、産業創出に向けての企業及び異業種間交流の促進【再掲】

2. 地域企業の活動を支援します

企業のニーズや実態について調査・把握、情報提供を行うとともに、企業からの問い合わせに迅速に対応できるよう、企業訪問記録をデータベース化するなど、地域の企業活動を積極的に支援します。

【主な取組み】

- 「がんばる企業応援団※」として、市職員が企業を訪問し、ニーズや実態について調査・把握、情報提供を実施
- 市内金融機関との連携協定に基づく相互協力体制の確立・推進
- 新規立地・工場増設・設備投資への支援

▼ 次ページに続く

3. 企業誘致を推進します

企業ニーズの的確な把握と交通基盤整備や補助金交付などの側面支援により、企業誘致を推進します。

【主な取組み】

- 新東名スマートインターチェンジ設置の推進
- 新たな産業用適地の可能性の検討・推進
- 新規立地・工場増設・設備投資への支援【再掲】
- 次世代型農水産業などに参入する企業に対する支援【再掲】

4. 地場産業の振興を図ります

高品質で付加価値のある産地固有商品の販路拡大を支援するため、関係機関と協力し、製品のPR活動などを推進します。

【主な取組み】

- コーデュロイ※など繊維製品のPR活動への支援
- 地場産業に関する“ものづくり”の技術の伝承と人材の育成
- ふるさと納税制度を活用した産地固有商品のPR

基本施策3

産業を担う人材の育成・就労の支援

基本施策の方向

求職者への支援を行うとともに、若者や女性、障がい者、高齢者の働く場の創出と創業・起業しやすい環境づくりを進めます。

施策と主な取組み

1. 求職者等就労支援体制を構築します

市、労働局、ハローワーク、静岡県及びしづおかジョブステーション※が実施する各種支援事業との連携体制を構築し、定期的な連絡会議の開催による情報の共有と効果的な情報発信により、求職者等を継続的に支援します。

【主な取組み】

- 雇用対策連絡会議の定期開催
- 職業総合相談の実施

2. 創業・起業を支援します

創業支援事業計画に基づき、関係機関で構成する創業支援ネットワーク「チャレンジセンター磐田」を活用した創業・起業への支援を行います。

【主な取組み】

- 専門家による創業相談窓口や、ワンストップ相談窓口、就農及び第二創業相談窓口の設置
- 女性起業家育成講座や起業家交流会の開催及び個店支援事業を活用した創業支援
- 起業家を支援するコワーキングスペースの創設

3. 若者・女性の就労を支援します

情報提供やセミナーの実施など、若者・女性の求職者のニーズに対応した就労支援を行うとともに、小・中・高校生の勤労意識の向上や将来の職業人の育成につなげるキャリア教育※などの取組みを進めます。

【主な取組み】

- いわた就職フェア※やパート面接会の開催及び就労支援講座やセミナーの実施
- 市内企業のインターンシップ受入情報の発信サイトの構築
- 市内起業家・女性起業家・個人事業主等を小中学校に講師として派遣する就労・起業啓発事業の実施
- 高校生をはじめ若者などを対象に行う磐田市出身の著名人を活用した事業の実施

▼ 次ページに続く

4. 障がい者・高齢者の就労を支援します

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者就労施設からの物品調達の推進や障がい者の就労機会の拡大を支援します。また、高齢者の持つ知識や経験を生かし、高齢者が健康で生きがいを感じて生活できるよう就労に向けた支援を実施します。

【主な取組み】

- 障がい者の一般就労への移行支援や障がい者の就労継続の支援
- 県内初の児童発達支援・就労支援一体型施設の整備への支援
- 障がい者福祉施設整備への支援
- 公益社団法人シルバー人材センター※への支援

基本施策4

交流人口の拡大と商業・サービス業の活性化

基本施策の方向

交流人口の拡大を図るため、観光資源の情報発信を強化とともに、市民や関係団体と連携して、おもてなし環境の整備を進めます。また、中心市街地の魅力づくりや、やる気ある個人商店主たちの取組みへの支援を行い、商業・サービス業の活性化を図ります。

施策と主な取組み

1. 観光・交流を推進します

市内を訪れる観光交流客数の増加を図るため、観光ボランティアガイドなど市民団体との連携を強化し、市民がおもてなしの心で観光客を迎えることができる体制づくりを推進します。

【主な取組み】

- 体験型観光※を中心とした産業観光分野の資源の発掘・整理・PR
- 磐田市観光協会※への支援及び磐田市情報館※・観光案内所での観光案内・情報提供の充実
- 全国規模の大会・イベントの誘致に伴う集客促進
- 公衆通信環境など外国人観光客の受入環境の整備の促進
- 静岡遠州観光ネットワーク協議会※など広域組織を活用した取組みの推進
- 食を活用したにぎわいづくり

2. まちのにぎわいづくりを推進します

「軽トラ市」などのイベント開催や既存商店・開業しようとする方への支援を通して、まちのにぎわいづくりを推進します。

【主な取組み】

- いわた駅前楽市(軽トラ市)開催及び拡大への支援
- サービス業やオフィス業の誘致など商店街の活性化に対する支援の実施
- 遊休不動産等の活用策の検討・実施
- 駅北口広場等を活用し、市民と行政が協働しての“にぎわい”創出の実施

3. やる気ある個店を支援します

「磐田まちめぐりゼミナール※」などの事業を通して、やる気ある個店を支援する取組みを展開します。

【主な取組み】

- 商業者との協働による「磐田まちめぐりゼミナール」の実施
- チャレンジショップ事業※への支援
- 若手商業者や新たな商店主組織の育成

基本施策5

ブランド力の強化とシティプロモーションの推進

基本施策の方向

本市の魅力や地域資源を更に磨き上げるとともに、市民・事業者・行政が連携して、市内外への情報発信を強化し、市民には、誇りと愛着の醸成を図ります。また、市外の方には、「訪れたい」「住みたい」と思われるよう市のイメージの向上を目指します。

施策と主な取組み

1. 情報発信力とブランド力の強化を図ります

産業や自然・文化・歴史・スポーツなどの本市の魅力ある資源を活用したイベント等の開催や、情報発信を通して、まちの魅力の向上とブランド力の強化を図ります。

【主な取組み】

- テレビCMやラジオ番組などマスメディアを活用したPRの実施
- インスタグラム※などSNSを活用した積極的な行政情報の発信
- 「いわたファンクラブ」活動の推進・会員増の取組み
- ワールドカップ、オリンピック等のキャンプ地誘致や機運醸成活動
- 体験型観光を中心とした産業観光分野の資源の発掘・整理・PR【再掲】
- いわた駅前楽市(軽トラ市)開催及び拡大への支援【再掲】
- ふるさと納税制度を活用した産地固有商品のPR【再掲】

2. イメージキャラクター※の活用を促進します

磐田市イメージキャラクター「しつぺい」を活用し、市内外に向けて本市の「知名度」と「イメージ」の向上に取り組みます。

【主な取組み】

- 「しつぺい」による本市の情報発信の推進(パンフレット・Webサイト・看板等)
- 市内イベントへの積極的な出演やPR活動に適した全国的なイベントへの参加
- 民間企業と連携したキャラクターデザインの利用促進



基本施策6

移住・定住の推進

基本施策の方向

市が持つ様々な魅力(観光資源、文化など)を市内外に効果的・戦略的に発信することで、UIJターンのきっかけづくりを進め、交流人口の増加やその先にある移住・定住につなげていく取組みを推進します。

施策と主な取組み

1. 移住・定住を支援します

移住・定住を促進するため、本市の魅力・住みやすさなどの様々な移住・定住に結び付ける情報を市内外に発信・提供するとともに、本市への移住・定住希望者への支援を行います。

【主な取組み】

- 新貝土地区画整理事業※の推進
- 鎌田第一土地区画整理事業の推進
- 中古住宅リフォーム補助制度の推進
- 移住・定住情報ホームページの運営
- 市内高等学校OB会・同窓会と連携したPR活動の推進
- 「いわたファンクラブ」活動の推進・会員増の取組み【再掲】
- 静岡県と7市1町で構成する「チーム西部」による連携事業の研究・実施
- 静岡県移住相談センター※を活用したPRの実施

2. UIJターン就職を促進します

UIJターン就職の促進に向けて、首都圏等での市内企業による就職面接会、就職希望者への人材育成セミナー、市内企業へのインターンシップの推進などの各種事業を実施します。

【主な取組み】

- 学生を対象にした首都圏・中京圏等での市内企業による就職面接会、企業見学会の開催
- 市内企業への就職希望者・保護者向けセミナー・企業採用担当者向けセミナーの開催
- 市内企業のインターンシップ受入情報の発信サイトの構築【再掲】
- UIJターン就職促進事業の広域連携の研究・実施

分野2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生

■ この分野の方向性

市民の自主的・主体的なまちづくりを推進するため、地域づくり協議会の活動を支援するとともに、交流センターを拠点とした地域づくりを進めます。

また、市民が、生涯にわたって様々な知識や教養を身に付けるとともに、心身の健康づくりに向けて学習機会の充実やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。あわせて、これまで培ってきた歴史・文化の適切な保全・活用を図るとともに、女性や外国人の社会参加を支援・促進します。



■ この分野の施策体系

基本施策1 コミュニティと市民活動の活性化	P42
基本施策2 スポーツの振興	P43
基本施策3 文化的振興と歴史遺産の整備、活用	P44
基本施策4 学習機会の充実	P45
基本施策5 共生社会の確立	P46

■ この分野の指標・目標値

分野2の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
自治会加入率(世帯)	83.16%	83.16%	市独自調査による
公共スポーツ施設の利用者数	1,217,433人	1,253,000人	社会体育施設の利用者数／年
文化・歴史に関する市の施策に「満足」している市民の割合	57.9%	60%	市民意識調査において「満足」「やや満足」と回答した割合
文化財関係施設への入館者数	47,172人	48,500人	旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館の入場者数の合計／年
父母いざれか若しくは双方の育児休業取得率	70.0% (H25)	80%	父母いざれか若しくは双方が育児休業を取得した子の割合

■ この分野の重点事業

分野2の重点事業は、以下のとおりです。

① 交流センターの地域活動の拠点としての機能・体制の充実を図ります

多世代の交流や健康づくり、介護予防、相談、見守りなど地域活動の拠点となる交流センターの機能の充実を図るとともに、施設を活用した地域づくり・人づくりを推進します。



② 「磐田スポーツ部活」を推進します

中学生等のスポーツ活動の機会充実と教職員の負担を軽減するため、学校部活動の枠を超えた新たな「磐田スポーツ部活」を推進します。



③ “ジュビロ”を活かしたまちづくりを進めます

人づくりや活気あるまちづくりを進めため、2つのジュビロ(サッカー・ラグビー)のホームタウンである強みを活かしたジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦などの事業を実施します。



④ ワールドカップ、オリンピック等のキャンプ地誘致や機運醸成活動を推進します

スポーツを活用した地域の活性化を図るため、ワールドカップやオリンピックなどの国際スポーツ大会や国内の大規模大会の会場及びキャンプ地誘致などを推進します。



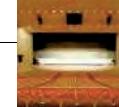
⑤ 新たに卓球場・アーチェリー場を整備します

市内出身のトップアスリートの顕彰とスポーツ振興を図るため、新たに卓球場・アーチェリー場を整備します。



⑥ (仮称)磐田市文化会館の整備を推進します

文化芸術に接し、発表する場の充実を図るため、新たな文化芸術の拠点として(仮称)磐田市文化会館を整備します。



⑦ 遠江国分寺跡の整備を実施します

歴史文化遺産である特別史跡遠江国分寺を保存・活用するため、子どもから高齢者まで幅広い方に親しまれる公園として整備します。



⑧ 電子図書館の活用等による図書館機能の充実を図ります

図書館利用者へのサービスの向上を図るため、地域資料のデジタル化や電子書籍サービスの提供などにより、図書館機能の充実を図ります。



⑨ 新たな男女共同参画プラン・多文化共生推進プランを推進します

新たに策定した「磐田市男女共同参画プラン」・「磐田市多文化共生推進プラン」に基づき、取組みを推進します。



基本施策1

コミュニティと市民活動の活性化

基本施策の方向

まちづくりへの地域住民の参加を促すとともに、コミュニティ意識の醸成を図り、支え合い、助け合いの地域づくりを進めます。

施策と主な取組み

1. 自治会活動等への支援を行います

地域コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会活動や市民活動団体を支援し、住民同士の支え合い体制づくりを促進します。

【主な取組み】

- 磐田市自治会連合会との連携とその活動への支援
- 自治会活動や自治会公会堂整備などへの支援
- 地域づくり協議会の設立への支援
- 地域づくり協議会への運営支援のあり方の検討・実施
- 地域の特性を生かした地域づくり事業を行う団体への支援

2. 地域の拠点づくりを推進します

多世代の交流や健康づくり、介護予防、相談、見守りなど地域活動の拠点として、交流センターの整備や施設を活用した地域づくりを推進します。

【主な取組み】

- 交流センターの機能・体制の充実
- 既存の交流センターなど、施設の計画的な改修・修繕
- 交流センターを拠点に健康講座や健康相談を行う「まちの保健室」事業の実施
- ラジオ体操を活用した地域交流活動「みんなでラジオ体操」の推進

3. 市民活動団体の育成と協働を進めます

市民活動の活性化を図るため、市民活動団体、事業者や地域組織など多様な主体がお互いの特性を生かしながら、協働により地域課題を解決する取組みを推進します。

【主な取組み】

- 磐田市市民活動センター※の地域・市民活動団体とのコーディネート機能強化
- 相談や交流会の開催によるネットワークづくり、マッチングの推進
- NPO法人設立・運営に関する相談、情報提供等の支援

基本施策2

スポーツの振興

基本施策の方向

市民一人ひとりが、関心、適性等に応じて、気軽にスポーツに参画することができる環境を整備します。

施策と主な取組み

1. スポーツ機会の充実を図ります

市民が生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる機会や、より多くの市民にトップレベルのスポーツを体感できる機会の充実を図るために、特定非営利活動法人磐田市体育協会※などの団体、事業者及び大学と連携して、各種スポーツ事業を実施します。

【主な取組み】

- グラウンドゴルフ大会の開催など「生涯」スポーツの推進
- サッカー、ラグビー、卓球などトップアスリートによるスポーツ教室等の開催
- 中学校の部活動を地域で支援する「磐田スポーツ部活」の推進

2. スポーツのまちづくりを推進します

人づくりや活気あるまちづくりを進めるため、2つのジュビロ(サッカー・ラグビー)のホームタウンである強みを活かした事業を実施します。また、各スポーツ団体等と連携し、大会やイベントの誘致・開催を推進します。

【主な取組み】

- ジュビロ磐田メモリアルマラソン※の開催支援
- ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦の実施
- ワールドカップ、オリンピック等のキャンプ地誘致や機運醸成活動【再掲】
- 各スポーツの全国大会、国際大会及びスポーツイベントの開催支援

3. スポーツ施設の整備を進めます

市民が安心してスポーツを楽しむ環境づくりを進めるため、既存のスポーツ施設の計画的な修繕、改修などを行い、市民のニーズに即したスポーツ施設の整備を図ります。

【主な取組み】

- スポーツ施設修繕計画の策定・推進
- 既存のスポーツ施設の老朽化に伴う修繕や改修
- 卓球場・アーチェリー場の整備

基本施策3

文化の振興と歴史遺産の整備、活用

基本施策の方向

市民が文化・芸術に触れる機会を充実するとともに、市民の自主的、主体的な文化・芸術活動への参加や特色ある歴史・文化の伝承を図ります。

施策と主な取組み

1. 文化芸術活動の育成と支援を行います

次代を担う子どもや若い世代が文化芸術活動に参加しやすい機会の充実を図るとともに、市民及び団体の文化芸術活動を支援します。

【主な取組み】

- 碧田市文化協会※等の事業・運営や中学・高校の文化活動への支援
- なぎの木金管バンド、アミューズJr.プラス、豊岡Jr.マーチングバンドなどの活動支援
- 碧田こどもミュージカル※への支援
- ダンスエボリューション※など子どもや市民が積極的に参加できる事業の推進

2. 文化・芸術に触れる機会の充実を図ります

文化芸術への関心や理解の向上を図るため、より多くの市民が優れた文化芸術に直接触れることができるよう、鑑賞事業・体験事業の充実を図ります。

【主な取組み】

- 文化芸術振興計画に基づく子ども向け公演や演劇、音楽などの鑑賞事業の推進
- 能・狂言やオーケストラなど「ほんもの」の公演の開催

3. 文化施設の整備・充実を図ります

文化芸術に接し、発表する場の充実を図るため、新たな文化芸術の拠点として(仮称)碧田市文化会館を整備します。

【主な取組み】

- (仮称)碧田市文化会館の整備
- 既存の文化施設の適正な維持管理

4. 文化財の保全・整備・活用を進めます

文化財の保護・継承のため、文化財や歴史的資料などの調査、保全及び整備を行うとともに、本市の歴史や文化財について情報発信を行います。

【主な取組み】

- 遠江国分寺跡の整備事業の推進
- 文化財や歴史的文書の調査、保存及び啓発等の推進
- 旧見付学校等の文化財関係施設や資料公開の充実

基本施策4

学習機会の充実

基本施策の方向

市民の自主的・継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果を地域で生かすことができる仕組みの充実を図ります。また、施設の適正な維持管理に取り組みます。

施策と主な取組み

1. 生涯学習活動を推進します

碧田市生涯学習基本方針に基づき、市民の自主的な学習や地域住民の同好会、サークルなどの学習活動の支援を行うとともに、学んだ成果について交流センターを拠点とした地域づくりに生かします。

【主な取組み】

- 交流センターを拠点とした地域づくりに関する講座の開設や学習活動への支援
- 静岡産業大学への寄附講座※の提供と大学と連携した市民講座の開設
- 学習交流センター※の運営

2. 図書館の充実を図ります

読書活動や市民の主体的な学習を支援するため、資料の収集・提供・保存の充実に努め、関係機関と連携した図書館サービスを展開します。

【主な取組み】

- 地域資料のデジタル化や電子書籍サービス※の推進
- 市民の課題解決支援のための情報提供、レファレンスサービス※の充実
- 子育て相談機能を備えた「(仮称)子ども図書館」の検討・整備

基本施策の方向

人権尊重の意識啓発に努めるとともに、市民一人ひとりがお互いを理解し、認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる共生社会を確立します。

施策と主な取組み

1. 人権意識の啓発を行います

すべての人の人権が尊重され、明るく生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、人権教育の推進に関する講演会や講座の開催、ふれあい交流センターで実施する相談事業や各種啓発事業などにより、正しい問題理解と啓発を行います。

【主な取組み】

- 人権教育の推進に関する講演会や講座の開催
- 人権相談などの人権擁護委員の活動支援
- 自殺対策基本法※に基づく自殺対策の推進

2. 多文化共生※、国際理解、国際交流を推進します

磐田市多文化共生推進プランに基づき、外国人市民と日本人市民が協力して地域を作り、発展させ、誰もが安心して暮らすことができる多文化共生社会を目指すとともに、異文化に対する市民の理解を深め、国際理解や国際交流を推進します。

【主な取組み】

- 外国人市民の地域づくり活動への参加を促進
- 磐田市多文化交流センター※での学習支援や交流事業の実施
- 磐田国際交流協会※の国際交流事業、多文化共生事業などの活動への支援
- 磐田国際姉妹都市協会※の学生の海外派遣などの活動への支援

3. 男女共同参画※を推進します

磐田市男女共同参画プランに基づき、市民一人ひとりが、性別に捉われず、生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、市民及び事業者、市民活動団体、行政が協力して男性・女性が活躍しやすい男女共同参画社会を目指します。

【主な取組み】

- ワークライフバランス※や女性活躍の推進
- 女性相談室※でのDV※などに関する相談・自立支援
- 市の審議会などへの女性委員登用の推進

「私の夢見る10年後のいわた」受賞作文

《最優秀作品賞》

『ありがとう』であふれる街 富士見小学校 田中 彩葵

「ありがとう」
という言葉は、言った人も、言われた人も、幸せな気持ちになります。

十年後の磐田市は、こまっている人がいたら助け合ったり、そのたびにみんなが感しゃの気持ちをつたえたりできる『日本—ありがとうを言える市』にしたいです。そして笑顔がたくさんあふれる、自まんの街になるといいです。

また、五年後の東京オリンピックの後には、たくさんのが日本に来ると思います。私は、その多くの人たちに、日本や磐田市のすばらしさを、えい語でつたえられる人になりたいです。

十年後、私は、二十さいです。その時に磐田市や自分がどうなっているかとても楽しみです。
今からゆめをかなえるために、「ありがとう」をつたえていきたいです。

《優秀作品賞》

助け合える磐田、そしてすてきな公園 豊田北部小学校 増永 将大

ぼくの家のまどから、ポケットパークが見える。見ていると、犬とさんぱしているおじさん、ベンチで話をしているおばちゃん達、赤ちゃんを連れているお母さん、ゲームで遊んでいる小学生などなど。いろいろな人が集まり、人と人がふれ合う場所になっている。

十年後、磐田の街にもっと公園が出来るうれしい。そして、そこから人と人がふれ合い、助け合う街になってほしいと思う。

なぜなら、父から、戦争や地震やつ波で大変な思いをしている人達の話を聞いた。そこでは、助け合いがなければ生きていけないと、強く思ったから。

十年後、磐田がどこの街よりも助け合う人が集まる街であってほしい。そうすれば、どんな大変なことが起こっても乗りこえられると思う。

二十才になるぼくはまだ、想像できないけれど、助け合える大人になっていきたい。

《優秀作品賞》

こんな磐田市になったらいいな 東部小学校 土居 夏帆

私の『こんな磐田市になったらいいな』をしょうかいします。

一つめは、緑がたくさんある磐田です。

そうすれば、朝学校へ行くときも、しんせんな空気がすくて、いい気持ちになるからです。

二つめは、水がむげんになくならない磐田です。

水がむげんにあれば、水にこまらなく、すきなだけ使えるからです。

三つめは、人と人が仲よく、ケンカ、いじめのない磐田です。

みんなが仲よくなれば、一日が、とても楽しいからです。

四つめは、みんなが楽しめる、テーマパークがある磐田です。

テーマパークに友達や家族と行けば、みんなが仲よくなるからです。

さいごの五つめは、星空がよく見える磐田です。

星空は、きれいなので、いやなことも、わすれられるからです。

こんな磐田市になれば、私は幸せです。

*これらの作品は、平成27年度に合併10周年を記念して市内小学4年生から募集した作品です。

分野3 子育て・教育

■ この分野の方向性

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、たくましく育つ環境づくりを進めるため、妊娠から出産、子育てまでの継続した子育て支援の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりや、子どもたちを「地域の宝」として学校や保護者と共に守り育てるための教育施策を推進します。



■ この分野の施策体系

- 基本施策1 子ども・子育て支援の充実 P50 ~
- 基本施策2 特色ある教育の推進 P52 ~
- 基本施策3 子ども・若者の健全育成 P54

■ この分野の指標・目標値

分野3の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
合計特殊出生率	1.50(H26)	1.61	人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの平均数
待機児童数ゼロの継続	ゼロ	ゼロ	保育園等の入所待機児童数(毎年4月1日現在)
学校に対する満足度	88%	90%	「学校が楽しい」「授業の内容がよく分かる」「学校に相談できる人がいる」「ルールを守り協力する雰囲気がある」と答える児童生徒の割合
1,000人当たりの不登校児童生徒数	16.4人	14.3人	年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由として計上された1,000人当たりの児童生徒数

■ この分野の重点事業

分野1の重点事業は、以下のとおりです。

① 相談機能を備えた「(仮称)子ども図書館」を整備します

豊田図書館を活用し、未来を担う子どもたちとその保護者に役立つ施設として、子育て支援機能と図書館機能を兼ね備えた複合施設を整備します。



② 幼稚園・保育園の再編・再築を検討・推進します

多様な保育ニーズに対応するため、「磐田市幼稚園・保育園再編計画」に基づき、幼稚園・保育園等の再編・再築を検討・推進します。



③ 県内初の児童発達支援・就労支援一体型施設の整備を進めます

県内初となる児童発達支援・就労支援一体型施設の整備への支援など、子どもの発達支援体制づくりを進めます。



④ 学府一体校等新時代の新たな学校づくりを推進します

子ども・教員・地域の人と人とのつながりを深め、小中一貫教育と「地域とともににある学校づくり」のさらなる推進を図ります。



⑤ 中学生の海外派遣など体験を重視する教育を推進します

小学生のジュビロ磐田ホームゲーム一斉観戦の実施、小中学生の広島平和記念式典への派遣や中学生の海外派遣の実施など、体験を重視した教育を推進します。



「私の夢見る10年後のいわた」作品



※これらの作品は、平成27年度に合併10周年を記念して市内小学4年生から募集した作品です。

基本施策1

子ども・子育て支援の充実

基本施策の方向

親の子育てへの不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、相談体制の充実を図るとともに、個々の家庭の状況やニーズに応じたきめ細かな支援のほか、待機児童ゼロの継続を目指します。

施策と主な取組み

1. 子育て相談体制の充実を図ります

子育ての孤立感や不安を解消するため、子育て相談体制の充実・機能強化を図るとともに、各種講座などを開催します。

【主な取組み】

- 子育て世代包括支援センター※の設置による専門的相談機能の強化
- 子育て相談機能を備えた「(仮称)子ども図書館」の検討・整備【再掲】
- イクメン応援講座やプレパパ・ママ応援講座など家庭の育児力向上の支援
- 不妊治療に対する支援の推進
- 児童虐待防止対策の強化

2. 多様な子育てサービスの充実を図ります

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てに関する情報や多様な保育サービスを提供します。

【主な取組み】

- 交流センターなど地域における子育て支援の推進
- 子育て情報アプリの導入
- 子育て世代のニーズにあった一時預かり事業※の実施
- 延長保育※・病後児保育※・休日保育※の実施

3. 幼児教育・保育環境の充実を図ります

多様な保育ニーズに対応するため、「磐田市幼稚園・保育園再編計画」に基づき、教育・保育環境の充実を図るとともに、教育・保育を提供する体制を整備します。

【主な取組み】

- 公立幼稚園(磐田北幼稚園・磐田中部幼稚園・東部幼稚園等)の再築の検討・推進
- 公立保育園の民営化の推進
- 利用者負担額の見直し(公私立の格差是正)
- 小規模保育事業※など地域型保育事業※の拡大
- 保育士確保策の充実
- しつべいこども福祉基金※の活用による事業推進

4. ひとり親家庭等を支える体制を整備します

ひとり親家庭等の子育てにかかる経済的負担を軽減するとともに、自立に向けて就労・就学を支援します。

【主な取組み】

- 学習チャレンジ支援をはじめとした子どもと保護者の双方に必要な支援の実施
- 子どもの貧困の実態把握と実態を踏まえた支援制度の充実

5. 子どもの発達支援ネットワークを構築します

発達の遅れや療育※に課題があるとされる児童及びその保護者に対して、ライフステージに応じた途切れのない総合的な支援を実施します。

【主な取組み】

- 発達支援に関する相談体制の強化
- 県内初の児童発達支援・就労支援一体型施設の整備への支援【再掲】
- 障がい児等在園の民間幼稚園・保育園等への支援

基本施策2

特色ある教育の推進

基本施策の方向

夢や希望をもっていきいきと学ぶ児童生徒を育てるため、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するとともに、教育内容の充実を図ります。

施策と主な取組み

1. 学府一体校等新時代の新たな学校づくりを推進します

小中一貫教育やコミュニティ・スクールの成果をさらに発展させ、子どものつながりの深まり・地域とのつながりの深まり・教員のつながりの深まりを目指した「新時代の新たな学校づくり」を取り組みます。

【主な取組み】

- ながふじ学府※一体校等の推進
- 学府の特色を生かした小中一貫教育の推進
- コミュニティ・スクールの推進
- 英語を使ったコミュニケーション能力の育成
- ICT機器を活用した授業の充実

2. 「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充実を図ります

一人ひとりを大切にした教育の充実に向けて、ふるさと先生制度※の推進といじめや不登校等への個別のニーズに対応した支援体制の確立を進めます。

【主な取組み】

- きめ細かな指導を推進するための市費負担教員(ふるさと先生)の配置と研修体制の充実
- 磐田市教育支援センター※の運営や心の教室相談員※配置等による居場所づくりの推進
- 特別に支援を要する児童生徒、日本語の習得が必要な外国人児童生徒に対する支援体制の充実
- 学校・家庭と関係機関を結びつける体制の整備

3. 学校給食の充実を図ります

安全で安心な学校給食の提供を推進するとともに、施設の計画的な修繕や効率的な運営を進めます。

【主な取組み】

- 地場農産物の利用促進
- 安全なアレルギー対応食を提供するための環境整備
- 学校給食施設のあり方の検討

4. 児童生徒の安全・安心対策を推進します

児童生徒がより安全で良好な環境で学校生活を送ることができるよう、安全教育・安全管理を進めます。

【主な取組み】

- 施設更新計画に基づく校舎や屋内運動場などの計画的な改修・修繕
- 防災教育や交通安全教育等、児童生徒の安全意識を高める教育の推進
- 「学校防災マニュアル」等の評価と検証による危機管理体制の充実

5. 体験を重視する教育を推進します

児童生徒のふるさとへの愛着やホームタウン意識の醸成を図るため、様々な体験活動を通して、子どもたちの「生きる力」を育成します。

【主な取組み】

- ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦の実施【再掲】
- 小中学生の広島平和記念式典への派遣
- 中学生の海外派遣の実施
- 市民や市内企業の方を講師に活用した小中学校でのキャリア教育・歴史教育等、体験を重視した教育の充実

基本施策の方向

次代を担う子どもや若者の健全育成を推進するため、家庭や学校、地域と連携し、地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりを進めます。

施策と主な取組み

1. 家庭の教育力の向上を図ります

妊娠期や子どもの発達段階に応じて、家庭教育に関する講座・講演会を開催するとともに、学校、幼稚園、こども園、保育園における家庭の教育力向上に関する取組みを進めます。

【主な取組み】

- 親等を対象とした家庭教育に関する講座・講演会の開催
- イクメン応援講座やプレパパ・ママ応援講座など家庭の育児力向上の支援【再掲】

2. 子どもや若者を健やかに育む地域づくりを進めます

地域における青少年の健全育成活動を推進するため、関係団体への支援を行うとともに、「磐田市教育大綱※」、「磐田市こども憲章※」、「磐田の教育」道しるべ※の普及・啓発に努めます。また、昼間保護者のいない児童の放課後の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ※等の整備を進めます。

【主な取組み】

- 放課後子供教室※の拡充
- 携帯・スマホ等の使用に関する共通「磐田ルール」の啓発
- 青少年の見守り活動（補導）での積極的な声掛けの推進

3. 高校や大学等との連携を推進します

将来のまちづくりを担う人材を育成するため、市内の高校・専門学校・大学と連携した取組みを進めます。

【主な取組み】

- 市内高校生を対象にしたヤング草莽塾の開催
- 高校生をはじめ若者などを対象に行う磐田市出身の著名人を活用した事業の実施【再掲】
- 静岡産業大学への寄附講座の提供と大学と連携した市民講座の開設【再掲】
- 市内イベントへの学生ボランティアの活用

磐田市こども憲章

〈平成27年4月制定〉

いわた だいち ふ
磐田の大地を踏みしめ

ともに手をつなぎ

あす たの
明日を楽しみに

たくましく生きよう

未来へつなぐみんなの心得

- かけがえのない命を大切にしよう
- あいさつをしよう、あいさつを返そう
- 互いを受け入れ、認め合おう
- 「ありがとう」を伝えよう
- 人を敬い、礼儀・礼節を意識して行動しよう
- 携帯・スマホの使い方を考えよう
- 本を読もう、読み聞かそう
- 家族に感謝し、助け合おう
- ご飯のときはテレビを消そう
- 積極的に地域行事に参加しよう
- 夢をもち、自分の可能性を信じよう
- 挑戦する意欲と勇気をもとう

子どもたちの
健やかな成長を
育むために、
オール磐田で
取り組みましょう！



磐田市 磐田市こども部子育て支援課

分野4 健康・福祉

■ この分野の方向性

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるように、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図ります。



■ この分野の施策体系

基本施策1 地域福祉の推進	P58
基本施策2 高齢者福祉の充実	P59
基本施策3 障がい児者福祉の充実	P60
基本施策4 健康づくりの推進	P61
基本施策5 地域医療体制の充実	P62

■ この分野の指標・目標値

分野4の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
ボランティア活動への参加者数	4,468人	4,900人	ボランティア活動保険に加入した人数／年
障がい者の福祉施設から一般就労への移行人数	44人 (H22-H26)	70人	磐田市在住の障がい者で、就労支援サービスを施設で受けた者が、一般就労に移行できた人数(累計)
75歳から84歳までのお達者な人の割合	92.2 %	92.7 %	対象年齢に占める元気で自立して暮らす人の割合 (要介護認定なし+要介護1以下)
特定健康診査受診率	44.1%	50%	磐田市の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率

■ この分野の重点事業

分野4の重点事業は、以下のとおりです。

① 地域福祉を担う人材の育成を推進します

地域における福祉活動を推進するため、活動の担い手となるボランティアなどの活動を支援し、地域福祉を担う人材の育成を進めます。



② 地域包括ケアシステム※の構築を推進します

住み慣れた地域で安心して生活を続けるために必要な在宅医療と介護の連携、地域における支え合い活動を進めます。



③ 認知症の相談支援体制を強化し認知症対策を推進します

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、認知症サポーター※の養成や地域包括支援センター等への認知症地域支援推進員※の配置、認知症初期集中支援チームの設置などにより、地域における支援体制づくりを進めます。



④ 障がい者雇用・就労を促進します

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者施設の整備を推進とともに、障がい者の就労機会の拡大を支援します。



⑤ 子どもから大人まで ライフステージに応じた健康づくりを進めます

交流センターを拠点に健康講座や健康相談を行う「まちの保健室」や住民主体の健康づくり活動を実施し、子どもから大人までの健康づくりを進めます。



⑥ 地域医療連携体制の充実を進めます

「かかりつけ医※」や福祉・介護施設等と「市立総合病院」とのさらなる連携の強化や地域医療連携※についての健康講座や講演会など市民や事業者、福祉・介護施設等への啓発などを行い、地域医療連携体制の充実を進めます。



基本施策1

地域福祉の推進

基本施策の方向

市民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるよう、地域におけるふれあい、支え合い、助け合いの体制づくりを進めます。

施策と主な取組み

1. 地域福祉を担う人材を育成します

地域における福祉活動を推進するため、活動の担い手となるボランティアなどの活動を支援し、地域福祉を担う人材の育成を進めます。

【主な取組み】

- 磐田市社会福祉協議会※、民生委員・児童委員※など福祉団体等との連携の推進
- ボランティア活動への支援
- 小・中学生の福祉体験の実施
- 講座等の開催による福祉ボランティアなどの人材の養成

2. ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくりを進めます

地域住民とボランティア団体、事業者、行政などの連携・協力により福祉活動を推進します。

【主な取組み】

- 磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議※の開催、参加団体の拡大
- 高齢者等見守りネットワークの拡大
- ふれあいサロン※など高齢者の憩いの場づくり
- 地域福祉活動への支援

3. 自立した生活が送れるよう支援します

多様な問題を抱え、生活に困窮する市民が自立し安定した生活ができるように、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などによる支援を実施します。

【主な取組み】

- 相談窓口の設置など自立に向けた相談体制の充実
- 学習チャレンジ支援をはじめとした子どもと保護者の双方に必要な支援の実施【再掲】
- 生活困窮者の就労準備への支援

基本施策2

高齢者福祉の充実

基本施策の方向

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して暮らし続けることができる体制の整備を進めます。

施策と主な取組み

1. 生きがいづくりと介護予防の充実を図ります

高齢者が、いつまでもいきいきと自立した生活を送るための生きがいづくりと社会参加への支援、介護予防を進めます。

【主な取組み】

- 老人クラブ※活動への支援
- 公益社団法人シルバー人材センターへの支援【再掲】
- 介護予防・日常生活支援総合事業※の実施
- 脳いきいき講座などの介護予防事業の実施

2. 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実を図ります

住み慣れた地域で生活を続けるために必要な在宅医療と介護の連携や、地域における支え合い活動を進めるとともに、介護の負担を軽減し、在宅介護を継続するための家族を支えるサービスの提供を推進します。

【主な取組み】

- 多職種連携のための事業所間交流研修プロジェクトの開催
- 地域包括支援センターの機能強化
- デマンド型乗合タクシーの運行・充実
- 在宅介護手当の支給などの家族の介護負担の軽減

3. 認知症施策を推進します

認知症の早期発見・早期対応のため、地域における支援体制づくりを進めます。

【主な取組み】

- 認知症サポーターの拡大
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症ケアパス・物忘れ相談連絡票の普及
- 家族介護者教室や認知症カフェ※などによる認知症の方とその家族への支援

4. 高齢者支援サービスの充実を図ります

高齢になつてもできる限り介護を必要とせず、健康でいきいきとした生活が送れるよう介護等のサービス提供を進めます。

【主な取組み】

- 在宅福祉サービスによる高齢者の在宅生活の支援
- 介護保険による居宅サービス※、地域密着型サービス※、施設サービスの充実

基本施策3

障がい児者福祉の推進

基本施策の方向

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障がいのある人もない人も共に認め合い、支え合いながら生活できる環境づくりを進めます。

施策と主な取組み

1. 相互理解と社会参加を促進します

障がいのある方に対する正しい知識や理解を深めるため、啓発や交流活動を推進するとともに、障がいのある方が様々な活動に参加、参画することができる支援体制の整備を進めます。

【主な取組み】

- 磐田ふれあい作品展※などの啓発活動の実施
- いわたぬくまるマーケット(障がい者施設製品即売会※)の開催
- ふれあい広場※などの交流事業への支援

2. 障がい福祉サービスの充実を図ります

障がいのある方が、できる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスの充実を図ります。

【主な取組み】

- 磐田市障害者相談支援センター※の機能強化
- 障がい者福祉施設整備への支援【再掲】
- 日常の生活を支援する自立支援給付※や地域生活支援事業※などのサービスの充実

3. 障がい者雇用・就労を促進します

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者の就労機会の拡大を支援します。

【主な取組み】

- 事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター※などの関係機関との連携強化
- 県内初の児童発達支援・就労支援一体型施設の整備への支援【再掲】
- 障がい者就労施設などからの物品等の調達及び物品の周知・啓発

基本施策4

健康づくりの推進

基本施策の方向

市民一人ひとりの主体的な健康づくりや、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

施策と主な取組み

1. 生活習慣病予防を推進します

健康寿命※を延伸するため、生活習慣病※予防に重点を置いた事業を推進します。

【主な取組み】

- 特定健康診査※、がん等検診事業の推進
- 特定保健指導※など健診事後指導の実施
- 医療機関と連携した生活習慣病予防事業の実施

2. 生涯にわたる健康づくりを推進します

生涯にわたる健康づくりを推進するため、家庭をはじめとして、幼稚園、こども園、保育園、学校、地域などとの協働による事業を推進するとともに、子どもから大人までライフステージに応じた食育※活動を実施します。

【主な取組み】

- 乳幼児の生活リズム向上対策「食べて、動いて、よく寝よう」の実施
- 交流センターを拠点に健康講座や健康相談を行う「まちの保健室」事業の実施【再掲】
- 住民主体の健康づくり活動の普及
- 幼稚園、こども園、保育園、小・中学校、交流センターでの食育・健康教育の実施

3. 予防接種を推進します

感染症※予防を図るため、予防接種法に基づく予防接種事業を推進します。

【主な取組み】

- 感染症のまん延防止を主とする子どもへの定期予防接種の実施
- 重症化予防を主とする成人への定期予防接種の実施

基本施策の方向

市民の生命を守り、住み慣れた地域で健やかに生活できるように、地域医療の確保や救急医療体制の充実を図ります。

施策と主な取組み

1. 市立総合病院の機能の充実を図ります

市民に、より安全でより質の高い医療サービスを提供するため、市立総合病院の急性期医療※機能の高度化を推進します。

【主な取組み】

- 医師、看護師などの医療スタッフの充実
- 人材育成機能の充実・強化 ■ 市立総合病院の施設・設備の効率的な充実

2. 地域医療連携体制の充実を図ります

地域全体で効果的、効率的に医療を提供できる体制を強化し、地域医療連携体制の充実を進めます。

【主な取組み】

- 「かかりつけ医」や福祉・介護施設等と「市立総合病院」との更なる連携の強化
- 地域医療連携についての健康講座や講演会など市民や事業者、福祉・介護施設等への啓発
- 医師会と連携した在宅医療提供体制の充実

3. 災害時医療体制を充実・強化します

災害拠点病院としての医療体制の充実・強化を図ります。

【主な取組み】

- 自家発電機などのライフライン維持機能の整備
- 食料・飲料水・医薬品などの応急用資機材の備蓄
- 災害派遣医療チーム(DMAT※)の確実な運用

4. 救急医療体制の充実を図ります

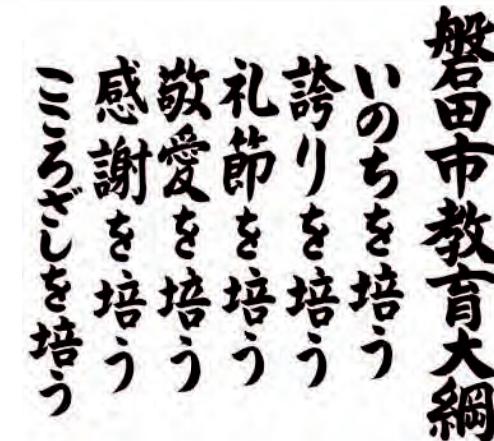
市民が安心して救急医療を受けられる環境を整備するため、磐田市急患センター※の円滑な運営を図るとともに、3次救急医療機関※である市立総合病院との連携体制を強化することにより、地域の救急医療体制の充実を図ります。

【主な取組み】

- 磐田市医師会や磐田薬剤師会と連携した磐田市急患センターの運営
- 磐田市急患センターと市立総合病院との連携体制の強化

「子育て、教育なら磐田」

～新時代の教育コミュニティづくり・人づくりに向けて～



書：書家
石川不空
氏

かけがえのない命を精一杯生き、ふるさとの先人たちが築きあげた磐田の大地に根を張った人づくりの精神と伝統文化を未来へ継承し、生涯にわたり社会を生き抜く力を育成します。

さらに、学校・地域・家庭の連携・融合による学府を核とした新時代の教育コミュニティを形成し、次代の社会をつくる学びの場を創造します。

本市の未来をひらく礎となる基本理念「教育大綱」では、「磐田の教育」道しるべと、子どもたちの成長を育む「磐田市こども憲章」により進むべき方向が示されています。学校・地域・家庭への浸透を目指します。

平成27年8月制定



磐田市・磐田市教育委員会



分野5 防災・消防・安全安心

■ この分野の方向性

市民の生命と財産を守るため、地震や豪雨等の自然災害に対する防災・減災対策の推進や消防・救急体制の充実を図るとともに、防犯や交通安全などの日常生活における対策を進め、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。



■ この分野の施策体系

- 基本施策1 危機管理・防災対策の推進 P66 ~
- 基本施策2 消防・救急体制の充実 P68
- 基本施策3 市民生活の安全・安心の確保 P69

■ この分野の指標・目標値

分野5の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
地震・津波対策アクションプログラムの進捗率	47%	90%	116アクションの進捗率
住宅用火災警報器※設置率	77%	82%	戸建住宅の住宅用火災警報器の設置率
交通事故件数	1,465件	1,400件	死亡または負傷を伴った交通事故の件数／年

■ この分野の重点事業

分野5の重点事業は、以下のとおりです。

① 自主防災組織への支援など地域防災力の向上を図ります

訓練等を通じた市民の防災意識の向上や自主防災組織への支援、消防団の組織体制の整備などを進め、市民との協働により、防災体制を強化し、地域の防災力の向上を図ります。



② 海岸堤防整備を推進します

津波による被害が想定される地域において、一人でも多くの生命・財産を守るために、静岡県第4次地震被害想定※のレベル2の津波に対応した静岡モデル※による海岸堤防整備を推進します。



③ 新たに耐震シェルター設置補助を行うなど家庭の防災対策を支援します

住宅の倒壊や家具の転倒による死傷者を防ぐため、住宅の耐震化や家具の転倒防止・耐震シェルター※の設置を推進するなど、家庭における防災対策を支援します。



④ 新たな消防庁舎施設整備計画を策定・推進します

火災から市民の生命・財産を守り、大規模化・複雑多様化する災害に対応するため、消防庁舎施設整備計画の策定・推進など総合的な消防体制の強化を図ります。



⑤ 青色回転灯装備車両による防犯パトロールなど地域防犯活動を支援します

青色回転灯装備車両※による防犯パトロールや啓発活動などの地域防犯活動を支援します。



⑥ 子どもや高齢者を交通事故から守ります

交通ルール・マナーなどの交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全施設や通学路の安全対策を進め、子どもや高齢者を交通事故から守ります。



⑦ 消費生活センター※の機能の強化・充実を図ります

消費生活相談や市民相談業務において、複雑・高度化する専門的な相談に対応するための体制の充実・強化を図ります。



基本施策1

危機管理・防災対策の推進

基本施策の方向

自然災害のほか、様々な危機事象の発生に備えた危機管理体制の強化を図るとともに、地域防災力の向上や防災・減災基盤の整備推進を図ります。

施策と主な取組み

1. 危機管理体制を強化します

自然災害、原子力災害及び感染症など、様々な危機事象に対応するため、効率的・効果的な組織体制を構築するとともに、関係機関との連携を進め、危機管理体制を強化します。

【主な取組み】

- 磐田市地域防災計画の推進
- 災害時応援協定※の締結団体との連携強化
- 災害対策本部体制の強化
- 災害情報伝達機能の強化(同報無線デジタル化)

2. 地域防災力の向上を図ります

市民の防災意識の向上や自主防災組織への支援、消防団の組織体制の整備などを進め、市民との協働により、防災体制を強化し、地域の防災力の向上を図ります。

【主な取組み】

- 自主防災組織への支援
- 自主防災資機材の整備への支援
- 防災訓練の実施と防災意識の啓発
- 要配慮者情報の地域との共有
- 指定避難所※、指定救護所※及び福祉避難所※の機能の強化
- 消防団の装備の充実と団員の確保、処遇の改善

3. 風水害対策を推進します

風水害から生命・財産を守るため、浸水・土砂災害等の被害を未然に防ぐ取組みや市民へ、ハザードマップ※等の防災情報にかかる情報提供を推進します。

【主な取組み】

- 磐田市水防計画の推進
- ハザードマップなど、市民への情報提供の推進
- 久保川治水プロジェクト※事業などの浸水対策事業の推進
- 既存ポンプ場の更新・増設及び長寿命化の推進

4. 大規模地震・津波対策を推進します

津波による被害が想定される地域において、一人でも多くの生命・財産を守るため、静岡県第4次地震被害想定のレベル2の津波に対応した地震・津波対策を推進します。

【主な取組み】

- 地震・津波対策アクションプログラム掲載事業の推進
- 県と連携した海岸堤防の整備
- 住民との協働による抵抗性クロマツ※や広葉樹等の植栽の実施
- 津波避難訓練の継続的な実施

5. 建築物などの耐震化を促進します

災害から市民の生命・財産を守るため、公共建築物・構造物の耐震補強を実施するとともに、民間建築物などの耐震化を支援します。

【主な取組み】

- 公共建築物や橋梁等の耐震化の推進
- 木造住宅の耐震化への支援
- 緊急輸送路※沿道の民間建築物の耐震化への支援
- 家具の固定や防災ベッド購入、耐震シェルター設置補助など家庭内防災対策への支援
- 水道管・重要路線の下水道管路液状化対策の推進

6. 原子力防災対策を推進します

原子力災害に対する防災体制を強化するため、県・関係市町と連携して原子力災害広域避難計画※の策定とともに、原子力防災資機材の整備や原子力防災訓練を実施します。

【主な取組み】

- 原子力災害広域避難計画の策定・推進
- 原子力防災資機材の整備
- 原子力防災訓練の実施

基本施策2

消防・救急体制の充実

基本施策の方向

市民の生命や財産を守るために、総合的な消防力の整備・充実を計画的に推進するとともに、多様化する救急需要に対応するため、救急体制の充実を図ります。

施策と主な取組み

1. 消防力の強化を図ります

市民の生命・財産を守り、大規模化、複雑多様化する災害や事件、事故に対応するため、総合的な消防体制の強化を図ります。

【主な取組み】

- 中東遠消防指令センター※の指令設備等の更新
- 消防車両や資器材の整備及び貯水槽の耐震化
- 消防団の装備の充実と団員の確保、処遇の改善【再掲】
- 消防庁舎施設整備計画の策定・推進

2. 火災予防を推進します

市民の防火意識の高揚を図るとともに、危険物の保安対策を推進し、火災や危険物の事故などを未然に防ぎます。

【主な取組み】

- 防火対象物※への査察※の継続・強化
- 住宅用火災警報器の設置促進
- 女性防災クラブ※などの民間防火団体の育成

3. 救急・救助体制の充実を図ります

人材の育成や、装備・資器材の整備・更新を推進し、救急体制の充実を図るとともに、市民の応急手当の知識や技術の習得を促進します。

【主な取組み】

- 救急救命士※の養成
- 救急・救助資機材の整備
- 普通救命講習※の推進
- 救急車の適正利用について理解を求める広報活動の継続実施

基本施策3

市民生活の安全・安心の確保

基本施策の方向

地域の自主的な防犯活動を支援し、市民や地域の防犯力を高めるとともに、交通事故を未然に防止するため、交通安全活動の推進や交通安全施設※の整備を進めます。

また、複雑化・高度化する消費者トラブルに対応するため、相談体制の充実を図り、消費者・生活者の安心の確保に努めます。

施策と主な取組み

1. 防犯活動を推進します

犯罪発生情報や不審者情報など、各種防犯情報の迅速な発信を推進するとともに、磐田市防犯まちづくり条例※に基づき、市民、自治会、事業者、警察などとの協働による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【主な取組み】

- 青色回転灯装備車両による防犯パトロールや啓発活動などの地域防犯活動への支援
- 防犯カメラの犯罪発生箇所等への設置
- 振り込め詐欺などの市民への注意喚起

2. 交通安全対策を推進します

交通ルール・マナーなどの交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備や通学路の安全対策を進めます。

【主な取組み】

- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の実施
- 交通事故多発交差点や交通危険箇所などへの交通安全施設の整備
- 関係機関との連携による通学路の点検・整備

3. 消費生活対策を推進します

消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、消費者の意識啓発や学習機会を充実することで、被害の未然防止や軽減を図ります。

【主な取組み】

- 消費生活センターの機能の強化・充実
- 講座などによる意識啓発の実施
- 消費者団体※の活動への支援

分野6 都市基盤・環境

■ この分野の方向性

暮らしの利便性の向上や地域経済活動の発展に向け、市民の日常生活を支える上下水道などの生活基盤を整備するとともに、道路・公共交通などの交通ネットワークの形成を進めます。

また、自然と人の共生を進めるため、自然環境の保全に努めるとともに、環境にやさしいライフスタイルや循環型社会※の構築に向けた取組みを推進し、人と自然にやさしいまちを目指します。



■ この分野の施策体系

基本施策1 計画的な土地利用の推進	P72
基本施策2 公共交通体系と道路網の整備	P73
基本施策3 良好な住環境の整備	P74
基本施策4 水道水の安定供給と下水道の整備	P75～
基本施策5 環境にやさしい社会の確立	P77
基本施策6 快適な生活環境の確保	P78～

■ この分野の指標・目標値

分野6の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
計画的な土地利用に「満足」している市民の割合	45%	50%	市民意識調査において「満足」「やや満足」と回答した割合
主要幹線道路の整備率	68%	79%	主要幹線道路の実施済事業費／総事業費
汚水処理人口普及率	87.90%	93.48%	し尿・生活雑排水の処理人口 (公共下水道+農業集落排水+合併処理浄化槽) ／住民基本台帳登録人口
住宅用太陽光普及率	8%	11%	太陽光発電設備(10kW未満)導入件数／世帯数
1人1日当たりごみ排出量	705g	685g	一般廃棄物総排出量/365日/人口 ただし、資源集団回収量を含まない。

■ この分野の重点事業

分野6の重点事業は、以下のとおりです。

① 磐田市都市計画マスターplan・ 磐田市立地適正化計画※を策定・推進します

磐田市都市計画マスターplanを改定するとともに、磐田市立地適正化計画を策定し、快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。



② JR新駅の設置とアクセス道路の整備を推進します

市東部地域へJR新駅の設置やそのアクセス道路の整備を進め、新しいまちづくりを進めます。



③ 新東名スマートインターチェンジの設置を推進します

市北部地域の新たな交通の拠点となる新東名スマートインターチェンジの設置を推進します。



④ 土地区画整理事業を推進します(新貝・鎌田第一土地区画整理事業)

良好な市街地を確保し、移住・定住人口増加を図るため、新貝・鎌田第一の土地区画整理事業を進めます。



⑤ 中古住宅リフォーム補助制度の実施など空き家対策を推進します

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家の増加が予想されることから、空き家の除去への支援及び中古住宅リフォーム補助制度の実施などにより、移住・定住人口を増やし、放置される空き家の増加を防ぐ取組みを進めます。



⑥ 上下水道施設の長寿命化・耐震化を進めます

安全な水を安定的に供給するとともに、快適な生活環境を確保するため、上下水道施設の整備や災害対策を着実に進め、その機能維持に努めます。



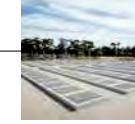
⑦ 新たな磐田市環境基本計画を策定し、 環境に関する取組みを進めます

豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、新たな磐田市環境基本計画を策定し、環境に関する取組みを総合的かつ計画的に推進します。



⑧ 駒場霊園の整備を進めます

社会情勢の変化や市民の墓地需要に対応するため、納骨堂を含む駒場霊園の計画的な整備を進めます。



基本施策1

計画的な土地利用の推進

基本施策の方向

良好な環境の整備や保全に向けて、地域の特性に応じた土地の有効利用や良好な景観の形成を推進します。

施策と主な取組み

1. 将来を見据え計画を策定し、推進します

快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、計画的な土地利用を推進するとともに、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

【主な取組み】

- 碓田市都市計画マスターplanの改定・推進
- 碓田市立地適正化計画の策定・推進
- 都市計画法に基づく民間開発への適切な指導の実施
- 碓田市土地利用事業に関する指導要綱※の適正な運用

2. 景観に配慮したまちづくりを進めます

地域共有の貴重な資源である自然、歴史、文化などを次世代に引き継いでいくため、碓田市景観形成ガイドプランに基づき、景観に配慮したまちづくりを進めます。

【主な取組み】

- 碓田市景観計画※に基づく良好な景観形成への誘導
- 屋外広告物への適切な指導の実施
- 景観形成モデル事業の実施

3. 地籍調査※を推進します

市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査を計画的に進めます。

【主な取組み】

- 地籍調査の実施(虫生・見付・掛塚・森本・池田地区)

基本施策2

公共交通体系と道路網の整備

基本施策の方向

人や車両の円滑な移動と安全で快適な道路環境を維持し、鉄道やバスなど市民が利用しやすい公共交通体系の確保・充実を図ります。

施策と主な取組み

1. 道路の整備・維持管理を推進します

広域圏の交通の円滑化と市域の交流・連携を高めるため、主要道路の整備を計画的に進めます。また、道路や橋梁等の計画的な維持補修を進めるとともに、市民、団体、事業者などの協働による道路の維持管理を推進し、安全な交通環境の確保に努めます。

【主な取組み】

- 主要道路の計画的な整備と道路施設の長寿命化※の推進
- まち美化パートナー制度※を活用した協働による道路等の維持管理の実施
- 行政設置照明灯のLED化の推進

2. 公共交通の充実を図ります

少子高齢化が進展する中で、デマンド型乗合タクシーの運行など交通弱者に対する効果的で継続性の高い公共交通手段の確保に努めます。また、駅周辺などへの駐輪場の整備等により交連結節機能※の充実を図ります。

【主な取組み】

- デマンド型乗合タクシーの運行・充実【再掲】
- 民間バス事業者及び天竜浜名湖鉄道※への支援
- 駐車場などの適正な維持管理・長寿命化の推進

3. 交通拠点の整備・充実を図ります

鉄道や公共交通の拠点の整備・充実を図るため、市東部地域へのJR新駅の設置や新東名スマートインターチェンジの設置を進めます。

【主な取組み】

- JR新駅の設置の推進
- JR新駅アクセス道路(大立野福田幹線)の整備
- 新東名スマートインターチェンジの設置の推進【再掲】

基本施策3

良好な住環境の整備

基本施策の方向

人口が減少する中で、優良な宅地の確保や空き家の利活用などを行うとともに、緑地の保全と市民の緑化意識の高揚を図り、子育て世代や高齢者が安心して住み続けられる住環境と憩いの空間づくりを進めます。

施策と主な取組み

1. 新市街地整備を推進します

優良な宅地を確保し、移住・定住人口の増加を図るため、新市街地の整備を推進します。

【主な取組み】

- 新貝地区画整理事業の推進【再掲】
- 鎌田第一土地区画整理事業の推進【再掲】

2. 安定した市営住宅_※の供給を推進します

市営住宅の快適な住環境の確保と長期的な活用を図るため、磐田市市営住宅長寿命化計画、磐田市市営住宅ストック再編計画に基づき、適切に維持管理を実施していきます。

【主な取組み】

- 市営住宅の計画的な補修・修繕の実施
- 市営住宅の適正戸数の供給

3. 公園の整備と緑化を推進します

磐田市緑の基本計画に基づき、花いっぱいコンクールや緑化の推進を行い、市内の良好な緑地の保全と緑化意識の高揚を図るとともに、公園施設の適正な維持管理を行い、市街地緑化の向上や憩い空間、ふれあいの場、災害時の避難地としての機能を確保します。

【主な取組み】

- 大池の整備や既存施設の適正な維持管理などの推進
- 公益財団法人静岡県グリーンバンク_※などの事業を活用した緑化の推進
- 「磐田市緑化推進委員会」や「磐田市花の会」などの市民活動への支援
- まち美化パートナー制度や公園愛護会などによる効率的な公園の維持管理の推進

4. 空き家対策を推進します

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家の増加が予想されることから、放置される空き家の増加を防ぐ取組みを推進します。

【主な取組み】

- 空き家の適正管理の推進
- 危険な空き家の除却の推進
- 中古住宅リフォーム補助制度の推進【再掲】

基本施策4

水道水の安定供給と下水道の整備

基本施策の方向

安全な水を安定的に供給するとともに、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するために、上下水道施設の整備や災害対策を着実に進め、その機能を将来に渡って維持していきます。

施策と主な取組み

1. 水道の経営基盤を強化します

人口減少社会の到来等による水の需要減少が想定される中、効率的な業務運営と経費節減に努め、健全で持続可能な事業経営を目指し、経営基盤の強化を図ります。

【主な取組み】

- 業務の民間委託など民間活力の導入による経費の節減
- 定期的な上下水道料金の見直し

2. 水道施設の災害対策の充実を図ります

将来予想される大規模地震時や自然災害時の漏水・断水事故を軽減し、水の安定供給を図り、市民生活に支障を来さないよう災害対策の充実を進めます。

【主な取組み】

- 老朽管の更新
- 管路の耐震化の推進
- 既設水道施設の計画的な維持管理と長寿命化

3. 下水道の健全経営を推進します

業務の民間委託等による経費の節減、料金の定期的な見直しなどによる収入確保を進め、健全経営を推進します。

【主な取組み】

- 業務の民間委託など民間活力の導入による経費の節減【再掲】
- 定期的な上下水道料金の見直し【再掲】
- 下水道事業の公営企業会計適用に向けた取組みの推進

▼ 次ページに続く

基本施策5

環境にやさしい社会の確立

基本施策の方向

豊かな自然環境の保護と人や環境にやさしい持続可能な社会の構築を目指して、新たな磐田市環境基本計画を策定し、市民や事業者と協働して諸施策を推進します。

施策と主な取組み

1. 地球温暖化対策を推進します

市民や事業者が、深刻化する地球温暖化など地球環境問題を理解し、地球環境保全に向けた取組みを実践します。

【主な取組み】

- 住宅用太陽光発電システムなどの導入に対する支援
- 事業者のエコアクション21認証取得に対する支援
- 事業者との共同研究による新エネルギー導入の検討・推進

2. 自然環境を保全します

本市の恵まれた自然環境を市民共通の財産として、守り育て、将来世代に引き継いでいきます。

【主な取組み】

- 桶ヶ谷沼自然環境保全地域※及び周辺の自然環境の保全
- 野生鳥獣被害の防止対策を行う市民への支援
- 桶ヶ谷沼における市民との協働によるベッコウトンボ保護活動の推進

3. 健康の保護及び環境の保全を図ります

健やかな暮らしができる環境を確保するため、大気・水質・土壌などの環境を保全する対策を推進し、健全な環境づくりを進めます。

【主な取組み】

- 環境保全のための規制・指導・調査・啓発活動の推進
- 大気・水質・土壌などの生活環境を良好に保つための継続監視

4. 環境教育及び環境保全活動を推進します

環境問題の解決や自然環境の保全のため、環境教育を推進し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で環境に関する理解を深め連携して活動します。

【主な取組み】

- アース・キッズ事業※(小学生を対象とした地球温暖化防止のための啓発事業)の実施
- 桶ヶ谷沼ビジターセンター※での自然観察教室などの開催
- 市民や団体が行う環境保全活動への支援

4. 下水道施設の災害対策と長寿命化を推進します

公共下水道の計画的な整備や耐震化を推進し、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

【主な取組み】

- 下水道施設の効率的な維持管理・長寿命化の推進
- 管路や施設の耐震化の実施
- 下水道整備区域内の未接続世帯の早期接続促進

5. 合併処理浄化槽※設置を推進します

公共下水道及び農業集落排水事業の区域外では、合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、地域団体による集中浄化槽の改修を支援していきます。

【主な取組み】

- 合併処理槽の設置に対する支援
- 地域団体による集中浄化槽の改修事業に対する支援

基本施策6

快適な生活環境の確保

基本施策の方向

市民が快適で安心して生活できる環境を維持するため、ごみの不法投棄対策やごみの排出抑制、再利用や再資源化を進めるとともに、環境衛生関係施設の適正な維持管理等を推進します。

施策と主な取組み

1. 地域社会の生活環境問題を改善します

ごみの不法投棄や不適切な土地の管理など地域における生活環境問題の改善を図るとともに、地域における環境美化活動を推進します。

【主な取組み】

- 関係部署と連携したごみの不法投棄対策・土地の適切な管理の推進
- 市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動の推進
- 磐田市迷惑防止条例※を活用した意識啓発

2. ごみの減量化を推進します

ごみの減量化を進めるため、正しい分別の周知や再利用の推進、生ごみの水切り、買い物袋の持参推奨など、排出抑制に向けた市民意識の啓発を図ります。

【主な取組み】

- レジ袋の排出抑制
- 生ごみ堆肥化容器の普及推進
- ホームページやパンフレット等による意識啓発と情報提供

3. ごみの資源化を推進します

循環型社会の実現に向け、市民への3R(リデュース・リユース・リサイクル)意識の啓発や資源回収活動を支援し、ごみの資源化を推進します。

【主な取組み】

- 分別周知・リサイクル啓発事業の実施
- 資源ごみ回収拠点の整備
- 古紙等資源回収の推進とリサイクル団体への支援

4. 廃棄物の適正な処理を推進します

廃棄物を適正に処理するため、効率的なごみ収集の実施、廃棄物処理施設の適正管理を進めます。

【主な取組み】

- 民間活力を活用した効率的なごみ収集の実施
- ごみ集積所設置等への支援
- 災害に強い施設の整備

5. 火葬場及び霊園の整備と適正管理を推進します

霊園の整備や既存の火葬場及び霊園の適正な維持管理を行うとともに、将来の安定的な運用を見据えた設備の充実策についての検討を進めます。

【主な取組み】

- 納骨堂を含む駒場霊園の計画的な整備
- 不用となった墓地の返還促進と有効活用
- 将来の安定的な運用を見据えた設備の充実策についての検討・推進

6. 愛玩動物※の適正飼育を推進します

飼い犬や飼い猫の飼育マナーの向上を図るため、飼い主への意識啓発や狂犬病※の予防接種を実施するとともに、動物愛護思想の普及啓発を進めます。

【主な取組み】

- 狂犬病の予防接種の徹底
- 飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術を行う場合の支援

分野7 行財政改革

■ この分野の方向性

持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政運営や公共施設の長寿命化・適正な維持管理を推進することにより、市民の視点に立った行財政運営、市民サービスの向上を目指します。



■ この分野の施策体系

- 基本施策1 効率的・効果的な行政運営の推進 P82 ~
- 基本施策2 持続可能な財政基盤の確立 P84
- 基本施策3 機動的な組織体制の構築と人材の育成 P85

■ この分野の指標・目標値

分野7の指標・目標値は、以下のとおりです。

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
起債※残高(全会計)	1,152億	1,100億円以下	年度末における全会計の地方債残高
財政調整基金※残高	84.4億	40億円を下回らない	年度末における財政調整基金残高
「磐田市が住みやすい」と答える市民の割合	88%	88%以上	市民意識調査の「ずっと住み続けたい」・「当分の間、住み続けたい」を合わせた割合

■ この分野の重点事業

分野7の重点事業は、以下のとおりです。

① 新たな行財政改革実施計画を策定します

限られた資源で真に必要なサービスを迅速かつ効率的に提供し、市民サービスの向上を図る不断の取組みとして、新たな磐田市行財政改革実施計画を策定し、改革・改善を推進します。



② 磐田市公共施設等総合管理計画に基づき 公共施設の適正配置等を推進します

財政負担の平準化と施設の有効活用を図るために、磐田市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の維持管理・更新を行います。



③ 公有財産の有効活用とふるさと納税制度等による 積極的な財源の確保を進めます

自主財源※の確保を図るために、利用可能性のない遊休未利用地の売却などを進めるとともに、有料広告やふるさと納税制度を推進します。また、新たに企業版ふるさと納税制度※の活用について検討・実施します。



④ 新たな定員適正化計画を策定・推進します

「最小の経費で最大の効果を上げる」という基本的な考え方のもと、常に必要な職員数を検証し、職員数の適正化を進めます。



⑤ 新たな人材育成基本方針の策定等により、 職員の資質向上や意識改革を進めます

新たな磐田市人材育成基本方針の策定や人事評価制度※を活用した人材の育成を行うなど、職員の資質向上や意識改革を進めます。



基本施策1

効率的・効果的な行政運営の推進

基本施策の方向

施策・事業を評価・検証し、継続的な進行管理を行うことにより、時代に合った市民サービスへの見直しなど、効率的・効果的な行政運営を推進します。

施策と主な取組み

1. 市民参画を推進します

市民の市政への参画を促進するため、市民と意見交換する場や市民が市政に対して提言できる機会の充実を図ります。

【主な取組み】

- 移動市長室※の拡充
- 市政懇談会※の開催
- パブリックコメント制度※などの取組みの推進

2. 市民サービスの向上と行政情報の適正な運用を図ります

行政事務の簡素化、効率化を図るとともに、市民サービスの向上につなげるため、ICT(情報通信技術)の活用・推進により、行政サービスの迅速な提供を推進します。また、情報漏えいを防止するための情報セキュリティ対策を実施します。

【主な取組み】

- 電子申請などによる行政手続きの簡素化の推進
- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)※の適正な運用と活用策の検討・推進
- ビッグデータ※の活用方法の検討・実施

3. 民間活力を活用します

効率的で効果的な行政サービスの提供を進めるため、民間事業者等の人材・ノウハウ・資金の積極的な活用を推進します。

【主な取組み】

- 指定管理者制度※の推進
- 民営化※や外部委託、PFI※などの民間活力導入の推進
- 民間委託などの適正な管理

4. 広報機能の強化を図ります

市民をはじめ多くの方の本市への関心を高めるため、市政や市の魅力に関する情報を、さまざまな情報媒体を活用し、分かりやすく提供します。

【主な取組み】

- 磐田市情報館の活用方法の見直し
- インスタグラムなどSNSを活用した積極的な行政情報の発信【再掲】
- 「いわたファンクラブ」活動の推進、会員増の取組み【再掲】
- 広報いわたやホームページの内容の充実
- 市歌※の普及・啓発

5. 計画的な公共施設の管理を行います

財政負担の平準化と施設の有効活用を図るため、市有施設の管理コストを把握し、計画的な維持管理・更新を行います。

【主な取組み】

- 磐田市公共施設等総合管理計画の推進
- 公共施設の計画的な改修、長寿命化の推進
- 市役所本庁舎の改修計画の策定と長寿命化の推進

6. 広域行政・広域連携の取組みを推進します

周辺の自治体だけでなく、連携可能な自治体との多様な枠組みにより、積極的な連携・協力体制を構築し、行政課題の解決や効率的な行政運営を進めます。

【主な取組み】

- 県域で行う後期高齢者医療や税の滞納整理事務の推進
- 中遠広域事務組合※でのごみ処理の推進
- 県外市町と連携した地方創生・人口減少対策の取組みの推進
- 遠州広域行政推進会議※の開催、課題の研究

基本施策2

持続可能な財政基盤の確立

基本施策の方向

公平かつ適正な課税と自主財源確保の取り組みによる歳入の確保、計画的な予算の編成と効率的で効果的な事業の執行などにより、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

施策と主な取組み

1. 市税などの自主財源の確保を図ります

本市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、新たな収納方法の検討や債権管理の推進を図るとともに、定期的な使用料等の見直しを行うなど、受益者負担※の適正化を進めます。

【主な取組み】

- 適正な課税と債権管理の推進
- 納税者の利便性を高める新たな収納方法の検討・推進
- 使用料、手数料の定期的な見直しの実施
- 税外未収債権の回収・管理の推進

2. 公有財産の有効活用と積極的な財源の確保を進めます

市有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を進めるとともに、有料広告等による自主財源の確保を進めることにより、将来に向けた財源の確保に取り組みます。

【主な取組み】

- 利用可能性のない遊休未利用地の売却や市有地の有効活用
- 有料広告等による収入の確保
- ふるさと納税制度の推進
- 企業版ふるさと納税制度の活用の検討・推進

3. 健全で効果的な予算編成と執行を推進します

市民のニーズを踏まえた計画的な予算の編成と執行により、健全で効果的な財政運営に努めます。

【主な取組み】

- 各種基金の適正な管理と効果的な活用
- 新地方公会計制度※に基づく財務諸表等の作成・公表
- 補助金の見直し

基本施策3

機動的な組織体制の構築と人材の育成

基本施策の方向

中長期的な政策・施策の推進や直面する行政課題に的確に対応する機動的な組織体制の構築を図るとともに、市民サービスの向上に向け、職員一人ひとりの資質の向上や意識改革を進めます。

施策と主な取組み

1. 行政施策、課題に対応した組織再編を行います

直面する行政課題に、的確、迅速に対応しつつ、市民の「分かりやすさ」を第一に、効率的・効果的で、職員が能力を発揮しやすい組織機構の構築を進めます。

【主な取組み】

- 直面する行政課題に迅速に対応する組織機構の見直し
- 将来を見据えた組織機構の検討・推進
- グループ制やプロジェクトチームなどの組織横断的連携体制の推進
- 新たな定員適正化計画の策定

2. 職員の資質と能力の向上を図ります

職員の資質向上や意識改革を進めるため、人事管理制度を活用し、業務を通じた能力育成を支援するとともに、研修制度の充実を図ります。

【主な取組み】

- 新たな磐田市人材育成基本方針の策定
- 人事評価制度を活用した人材の育成
- 新たな人材育成基本方針に沿った研修制度の見直しと内部講師の積極的な活用

資料編

資料1 中期財政計画

資料2 総合計画と関連する下位計画

資料3 策定経過

資料4 磐田市総合計画審議会条例

資料5 磐田市総合計画審議会 委員名簿

資料6 用語解説



資料1 中期財政計画

中期財政計画は、第2次磐田市総合計画 前期基本計画期間内(平成29年度から平成33年度)における歳入・歳出の項目ごとの見積もりの総量を、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、持続的に健全な財政運営を行うことを基本に、実施計画に基づく主要事業やその他の経費の増減などを反映させるとともに、合併特例債などの国の財政支援措置についても勘案しています。

歳入・歳出の項目ごとの主な内容は以下のとおりです。

歳 入

〈1〉 地方税(譲与税・交付金を含む)

地方税については、交付実績や今後の経済見通しなどを踏まえ、現行の制度を基本として推計しています。

〈2〉 地方交付税

普通交付税については、合併算定替の段階的な減額や合併特例債の償還に係る交付税措置分などを見込んでいます。特別交付税については、過去の交付実績を踏まえて推計しています。

〈3〉 分担金及び負担金

過去の実績などを踏まえて推計しています。

〈4〉 使用料及び手数料

過去の実績などを踏まえて推計しています。

〈5〉 国庫及び県支出金

投資的経費に係る部分は実施計画事業費に対応する額を計上し、その他の一般行政経費については、交付実績や扶助費の増加などを勘案して推計しています。

〈6〉 繙入金

年度間の財源調整のために、財政調整基金を効率的に活用していくことや、特定目的基金を実施計画に基づく事業に活用していくことを見込んでいます。

〈7〉 地方債

実施計画に基づく事業実施に伴う合併特例債や他の事業債、臨時財政対策債などを見込んでいます。

〈8〉 その他

その他の歳入については、過去の実績などを踏まえて推計しています。

歳 出

〈1〉 人件費

定員適正化の推進による職員数の推移や退職者見込みなどを踏まえて推計しています。

〈2〉 物件費・維持補修費

過去の実績などを踏まえ、施設の老朽化等による増加を見込むとともに、経常的なものについては、効率化を図ることで支出を増加させない方針で推計しています。

〈3〉 扶助費

過去の実績や高齢化の進展などの影響を勘案して推計しています。

〈4〉 補助費等

過去の実績などを踏まえて推計しています。

〈5〉 公債費

平成27年度までの借入分の償還予定額に、平成28年度以降の実施計画に基づく事業の実施に伴う合併特例債や他の事業債、臨時財政対策債などの償還見込額を加えて推計しています。

〈6〉 積立金

過去の実績などを踏まえて推計しています。

〈7〉 出資・貸付金及び繰出金

特別会計などの過去の実績などを踏まえて推計しています。

〈8〉 普通建設事業費

実施計画に基づく事業及び他の普通建設事業を見込み推計しています。

【留意事項】

この財政計画は、平成27年度までの決算数値及び平成28年度の予算額を基礎として、現行の制度のもとでの財政状況などに応じた事業を計画していますが、実施段階においては、経費の増減に加え、税制改革や交付税制度の見直しなどにより、財政計画や事業を見直し、調整する必要が生じることも想定されます。

▼ 次ページに続く

■ 中期財政計画(平成29年度～平成33年度)・一般会計

(単位:百万円)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
歳 入	市税・交付税	33,922	32,987	32,868	32,498	31,862
	国・県支出金	10,080	10,818	10,852	10,911	10,685
	市債	4,840	5,674	6,505	7,202	5,700
	その他の歳入 ※1	13,778	12,024	15,088	13,726	12,761
合 計		62,620	61,503	65,313	64,337	61,008
歳 出	人件費	10,238	10,072	9,886	9,923	9,711
	└ 退職手当を除く	9,547	9,256	9,157	9,064	8,938
	一般行政経費 ※2	25,380	26,174	26,848	27,395	28,366
	└ うち扶助費	10,313	10,294	10,553	10,821	11,254
	投資的経費	8,900	8,240	11,768	10,385	6,385
	公債費	6,728	5,898	5,653	5,374	5,295
	その他の歳出 ※3	11,374	11,119	11,158	11,260	11,251
合 計		62,620	61,503	65,313	64,337	61,008

※1 その他の歳入……地方譲与税、県税交付金、使用料・手数料、繰入金等

※2 一般行政経費……物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等

※3 その他の歳出……積立金、投資・出資金、貸付金、繰出金等

■ 主な財政指標の推移(見込み)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
経常収支比率	87%程度	87%程度	88%程度	89%程度	89%程度
市債 一般会計	519億円	540億円	552億円	573億円	580億円
残高 全会計	1,064億円	1,071億円	1,054億円	1,052億円	1,037億円
財政調整基金残高	69億円	70億円	56億円	43億円	39億円

資料2 総合計画と関連する下位計画

■ 分野1 産業・雇用・観光・移住定住

No.	計画名	計画期間	概要
1	磐田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H25～H34	農業の持続的な発展を図るため、農業が魅力とやりがいがあるものとなるよう、効率的・安定的な農業経営を営む担い手を育成する計画。 (主な内容: 安定的な農業経営の目標設定、農用地の集積・利用改善に関する事項など)
2	磐田市農業振興地域整備計画	H29～H33	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するための計画。 (主な内容: 農用地利用計画・農用地等の保全計画など)
3	磐田市森林整備計画	H26～H35	市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林間連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定める計画。 (主な内容: 森林整備の方法・森林の保護など)
4	磐田市鳥獣被害防止計画	H27～H29	野生鳥獣による農林産物の被害の軽減や市民生活に対する被害の回避及び野生鳥獣との共生を図るためにの計画。 (主な内容: 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針など) ◎対象鳥獣: インシシ、カラス、ハクビシン
5	磐田市産業振興計画	H29～H33	本市の産業振興施策の方向性を示した計画。 (主な内容: まちにぎわいと交流の促進、ものづくり産業の競争力の確保、新たな産業の創出、人材育成・確保の支援など)
6	磐田市観光まちづくりビジョン	H29～H33	市民が磐田を知り、市民であることに誇りを持ち、市民の口から磐田の魅力を発信してもらうための指針。 ◎基本テーマ: 市民の口から「磐田の魅力」を発信し、交流人口の増加を目指す (主な内容: 市民の口から磐田の魅力発信、スポーツを活かしたにぎわい創出、観光・交流の推進)

■ 分野2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生

No.	計画名	計画期間	概要
7	磐田市スポーツ推進計画	H28～H37	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の主旨を参照し、今後10年を見据えて本市におけるスポーツの基本方針を定めた計画。 (主な内容: 子どもの運動・スポーツ機会の充実、運動・スポーツ施設の整備・充実など)
8	磐田市文化芸術振興計画	H20～H29	本市としての文化芸術行政のあり方を示し、それを実現するための施策や事業を示した計画。 ◎目指す方向性: 感動と育成の文化芸術のまち (主な内容: 次代の文化芸術を担う青少年等の育成、ほんものを鑑賞・体験する機会の充実など)
9	磐田市生涯学習基本方針	H25～	市民ニーズに応じた多様な生涯学習の機会を提供や自ら学習機会を創り出し、個人の学習成果を地域社会に還元できる仕組みを構築し、市民とともに地域づくりに役立てていくための計画。 ◎キャッチフレーズ: 豊かな文化と自然の中でいきいき わくわく たゆまず 学んで活かそう こころ育む 磐田学 (主な内容: 学習活動の支援、学習情報の充実、学習施設の整備・充実など)

No.	計画名	計画期間	概要
10	磐田市子ども読書活動推進計画(第3次)	H28～H32	子どもの「生きる力」を育む上で有効な手段の一つである読書活動を推進するための計画。 （主な内容：読書に親しむ機会の提供、読書環境の整備と充実など）
11	磐田市人権教育・啓発推進指針	—	本市が取り組むべき、人権教育・啓発推進の基本理念や基本的方向性を明らかにし、市民の人権尊重を実現する責務を果たし、市民・企業・団体等とともに人権尊重の社会の実現に向けた取組みを推進していくための計画。 ○基本理念：広く市民が人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会の実現をめざす。 （主な内容：分野別人権教育・啓発の推進など）
12	磐田市多文化共生推進プラン(第3次)	H29～H33	日本人市民と外国人市民が、お互いの文化的な違いを認め合い、尊重しながら、誰もが磐田市民として個性と能力を最大限に発揮できる多文化共生のまちづくりを進める計画。 ○基本理念：互いを認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる多文化共生のまちづくり （主な内容：多文化共生の地域づくり、外国人の子どもの教育環境の充実など）
13	磐田市男女共同参画プラン(第2次)	H29～H33	「男女共同参画社会」の実現に向けて、市の考え方や施策の方向性を明らかにし、市・市民・事業者・市民団体が協働して取り組み、総合的かつ計画的に実施するための計画。 （主な内容：職業生活における女性活躍を推進、政策・方針決定過程への女性参画の推進など）

■ 分野3 子育て・教育

No.	計画名	計画期間	概要
14	磐田市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	地域の子ども・子育て家庭の実態に合った事業を進めるため、子育てニーズを把握し、事業の提供体制や業務の円滑な実施について定めた計画。 ○基本目標： みんなの手で、磐田の未来を開く子育てのまちを創ります （主な内容：就学前の教育・保育を提供する体制の整備、子育て支援体制の整備など）
15	磐田市幼稚園・保育園再編計画	H29～H33	多様な保育ニーズに応えられるよう充実した保育サービスの提供を目指し、施設の規模・設置位置・サービス内容等について、具体的な検討を進める際の指針となる計画。 （主な内容：多様な保育サービスの充実、施設の再築・再配置の検討・実施など）

■ 分野4 健康・福祉

No.	計画名	計画期間	概要
16	磐田市地域福祉計画・磐田市地域福祉活動計画(第2次)	H23～H29	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、すべての市民一人ひとりが地域社会の一員として安心して生き生きと暮らすことができるよう具体的な施策などについて定めた計画。 ○基本理念： やしさ！ふれあい安心を！ ともに支え合う地域福祉社会の実現 （主な内容：地域福祉ネットワークづくり、地域福祉を支える人材の育成など）
17	磐田市高齢者保健福祉(第7次)・介護保険事業計画(第6期)	H27～H29	老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき策定した、高齢者保健福祉及び介護等の施策の方向性を明らかにし、これらの目標に向かって市民・地域・事業者・行政等が相互に協力し、総合的に事業推進を図っていくための計画。 ○基本理念：やしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり （主な内容：介護予防と健康づくり、介護保険サービスの充実など）
18	磐田市障害者計画(第2期)	H24～H29	障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現するため、各分野における障害者施策などについて定めた計画。 ○基本理念：やしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり （主な内容：相互理解と交流の促進、福祉サービスの充実など）
19	磐田市障害福祉計画(第4期)	H27～H29	障害者総合支援法に基づき、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項のうち、障害者サービスに関する3年間の実施計画。
20	磐田市健康増進計画 健康いわた21(第2次)	H26～H34	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、本市が取組む健康づくりの方針を示した計画。 ○基本理念：磐田市の市民がこころも体も健やかで生涯健康に暮らすこと （主な内容：生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、身体活動及び運動習慣の向上の推進など）
21	第2期特定健診等実施計画	H25～H29	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、生活習慣病など疾病予防のため、効率的かつ効果的な健診等を実施するための計画。 （主な内容：特定健康診査の実施、特定保健指導の実施など）
22	磐田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)	H28～H29	レセプト等のデータの分析に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために保健事業の実施計画。 （主な内容：保健事業の分析、保健事業の目標・評価指標など）
23	磐田市食育推進計画	H25～H29	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定した、食育に関する施策を総合的かつ計画的に継続して推進していくための計画。 ○基本理念：磐田の人たちが食に感謝し心も体も健やかで生涯幸せに過ごす （主な内容：家庭や地域、学校等における食育の推進、健康教育の実施など）
24	磐田市立総合病院中期計画(第2次)	H28～H32	中東遠二次保健医療圏における中核病院として、病院を取り巻く外部環境の変化に対応し、高度で良質な医療を提供し続けると共に、健全経営を実現するための基本施策、重点取り組み施策を定めた計画。 ○基本理念：医療の原点は思いやり （主な内容：地域ニーズに合わせた医療機能の充実、安心・安全で、質の高い医療サービスへの取組みなど）

■ 分野5 防災・消防・安全安心

No.	計画名	計画期間	概 要
25	磐田市地域防災計画	一	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に基づき、防災に関して実施すべき事項を定め、防災活動の総合的かつ計画的な運営を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために計画。 〈主な内容:災害に対する予防・応急対応・復旧に関する事項など〉
26	磐田市津波防災地域づくり推進計画	一	津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第1項に基づき、「最大クラス」の津波に対し、「命を守るための『多重防衛』の考え方のもと、津波防災地域づくりの方針・施策・実施計画として策定した計画。 〈主な内容:津波防災地域づくりの方針、地域ごとの津波防災対策推進計画など〉
27	磐田市地震 ・津波対策アクションプログラム	H25 ～H34	静岡県第4次地震被害想定を受け、「一人でも多くの市民の命を守る」ことを減災目標に、施策体系ごとに具体的な取組みとしてまとめた計画。 〈主な内容:命を守るために施設等の整備、地域防災力の強化、避難生活の支援など〉
28	磐田市耐震改修促進計画	H28 ～H32	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1項に基づき策定した、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。 〈主な内容:民間建築物における耐震化の取組みへの支援策など〉
29	磐田市水防計画	一	水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に基づき、洪水、高潮、津波などによる災害を「警戒」「防ぎよし」として、「被害を軽減」するために、各行政機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定める計画。
30	磐田市交通安全計画	H28 ～H32	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条第1項に基づき策定した市内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策を推進するための計画。 ○基本理念:交通事故のない社会を目指して 人優先の交通安全思想 〈主な内容:道路交通の安全についての対策(道路交通環境の整備、道路交通秩序の維持、交通安全思想の普及徹底)など〉

■ 分野6 都市基盤・環境

No.	計画名	計画期間	概 要
31	磐田市都市計画マスタープラン	H19 ～H38	都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に基づき、市町村が創意工夫のとともに、市民の意見を反映して、都市計画の総合的・長期的な将来像を明らかとするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるもの。また、安全で快適な都市環境をつくりだすための、市街地開発や道路・公園等の都市基盤整備などに関する基本的な方針となり、暮らしやすいまちにしていくための計画。 ○目標とする都市像: 自然と共に生し文化の薫る生活快適都市 磐田 〈主な内容:土地利用の方針、道路、交通体系の整備方針、公園・緑地の整備方針など〉
32	磐田市国土利用計画	H19 ～H29	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的とし、磐田市の区域における土地の利用に関して必要な事項を定めた計画。 〈主な内容:土地利用の基本方針、土地利用区分別の基本方針〉

No.	計画名	計画期間	概 要
33	磐田市景観形成ガイドプラン	H23～	市民、市民活動団体、事業者及び市が共通認識を持って、総合的に景観に配慮したまちづくりを推進するための市の景観行政の総合的な指針。 ○景観形成の目標:自然があふれ 歴史文化が薫る暮らしの中に美しさが息づくまち磐田 〈主な内容:景観形成の目標と方針、地域別の景観形成方針など〉
34	磐田市市営住宅長寿命化計画	H24 ～H33	市営住宅の安全で快適な居住環境を長期間にわたって維持するため、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、更新コストの削減と事業量の平準化を図るための計画。
35	磐田市市営住宅ストック再編計画	H26 ～H35	老朽化した市営住宅を活用しながらも段階的に廃止することにより、計画的にストックのスリム化の推進、及び維持管理に係る経費の平準化を図るための計画。
36	磐田市緑の基本計画	H19 ～H39	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に基づき、緑地の保全と緑化の推進を目的として策定した計画。磐田市の緑の現状や緑の果たす役割などを踏まえ、緑の将来あるべき姿を実現するために、どのように緑を守り、育てるかを明らかにし、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かでうるおいのあるまちづくりを進めていくための指針となる計画。 ○緑の将来像:緑豊かで魅力的なまち“いわた” 〈主な内容:緑地の整備方針・指定方針、緑の保全及び緑化推進のための施策など〉
37	磐田市水道事業基本計画 ・地域水道ビジョン	H20 ～H37	将来にわたって安全安心な水道水を安定的に供給するため、安心、安定、持続、環境を政策目標として、策定した計画。 ○将来目標:市民と環境を支え続ける水道 〈主な内容:水質監視の強化、安定水源の確保、施設の耐震化、老朽化施設の更新など〉
38	磐田市生活排水処理長期計画	H20 ～H40	公共用水域の水質保全及び住環境の向上に努めるため、経済的・効率的な整備、適正な維持管理等について、今後の市の生活排水処理施設整備の長期計画として策定したもの。
39	磐田市環境基本計画 (磐田市環境基本計画後期基本計画)	H20 ～H29 (H25 ～H29)	磐田市環境基本条例に基づき、市が目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策や市民・事業者・市などの取組みの方針を示す計画。 ○望ましい環境像: ともに学びともに創る水と緑の彩るまちいわた 〈主な内容:自然環境の保全、循環型社会の実現、地球環境の保全など〉
40	磐田市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	H26 ～H30	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条の3第1項の規定に基づき、本市が実施する事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減計画。 〈主な内容:日常の事務・事業に関する取組み、施設整備に関する取組みなど〉
41	磐田市一般廃棄物処理基本計画	H24 ～H33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、市内で発生する一般廃棄物の処理・処分についての基本的な事項を定めた計画。 〈主な内容:ごみの排出抑制・再資源化のための方策、ごみの適正な処理・生活排水対策など〉
42	磐田市分別収集計画(第8期)	H29 ～H33	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集について3年ごとに定める計画。 〈主な内容:各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項など〉

■ 分野7 行財政改革

No.	計画名	計画期間	概 要
43	磐田市情報化計画	H29～H33	府内情報化を推進し、市民サービス向上と行政事務の効率化を図ることとともに、地域社会の情報化を効果的に実現するために、今後の本市における情報化施策と施策の進め方を定めた計画。 (主な内容:市民に対する情報発信の拡充、行政サービスの拡充など)
44	磐田市公共施設白書	—	施設の統廃合や転用、維持管理のあり方、サービスの提供方法など、施設全体のあり方を検討するための基礎的なデータとなるもの。建物や利用の状況、コストなど、市が保有する施設の実態をとりまとめたもの。
45	磐田市公共施設等総合管理計画	H28～H67	長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するための計画。 (主な内容:公共施設等の現況と課題、公共施設等マネジメントに関する基本的な方針など)
46	第2期 磐田市特定事業主行動計画(前期)	H27～H31	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、磐田市は特定事業主としての立場から、職員が性別や子どもの有無に関わらず、次世代育成の重要性について認識し、お互いに支え合うことで仕事と子育ての両立を図ができるように策定した行動計画。 (主な内容:育児休業等を取得しやすい環境の整備等、時間外勤務の縮減など)
47	磐田市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第1期)	H28～H31	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条に基づき策定した行動計画。 (主な内容:女性職員の活躍の推進に向けた取組みと目標)
48	磐田市人材育成基本方針	H29～H33	職員の能力開発と發揮に向けて、自ら学び考え行動する自律型職員 ◎理想的職員像:自ら学び考え行動する自律型職員 ◎理想的職場像:互いを認め、信頼し、一人ひとりが能力を最大限發揮できる職場 (主な内容:あるべき姿、人材育成への取組み)
49	磐田市定員適正化計画	H29～H33	新たな10年の市政の発展に力強く挑戦するため、必要な職員数を確保し、実行力のある組織体制の構築を目指した取組みの方向性をとりまとめたもの。 (主な内容:職員配置の方向性、総人件費管理の徹底など)

■ 全体に関わるもの

No.	計画名	計画期間	概 要
50	新市まちづくり計画	H17～H32	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号、旧・合併特例法)第5条に基づき、磐南5市町村合併協議会が作成したもので、合併後の新市のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定して、その実現を目指すことにより、磐南5市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための計画。 (主な内容:まちづくりの基本方針、まちづくりの基本目標など)
51	磐田市人口ビジョン	—	まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口減少に関する認識を市民と共有するとともに、国や静岡県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、本市における人口の将来見通しを示したうえで、今後目指すべき将来の方向を提示するもの。(平成27年度策定) (主な内容:人口の現状・課題分析、人口の将来展望)
52	磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27～H31	「磐田市人口ビジョン」で示した、あるべき将来人口を達成するために、地域の実情に応じた、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画。 (主な内容:みんなが活躍できるまちづくり(産業・雇用)移住・定住したくなるまちづくり(移住・定住)など)

資料3 策定経過

	日 程	主な内容
第4回 総合計画審議会	平成27年12月21日(月)	・第2次磐田市総合計画策定方針について ・第1次磐田市総合計画後期基本計画の検証について
意見・提案募集	平成28年1月18日(月) ～8月31日(水)	—
第5回 総合計画審議会	平成28年2月9日(火)	・第2次磐田市総合計画基本構想案について
第6回 総合計画審議会	平成28年4月25日(月)	・計画案の審議① 基本目標1から2まで
第7回 総合計画審議会	平成28年6月7日(火)	・計画案の審議② 基本目標3から4まで
第8回 総合計画審議会	平成28年6月30日(木)	・計画案の審議③ 基本目標5から7まで
パブリックコメント	平成28年8月1日(月) ～8月29日(月)	・第2次磐田市総合計画(案) (基本構想及び基本計画)
第9回 総合計画審議会	平成28年8月3日(水)	・計画案の審議④ 全体
第10回 総合計画審議会	平成28年8月31日(水)	・計画案の審議⑤ 全体 答申案
第11回 総合計画審議会	平成28年9月27日(火)	・計画案の審議⑥ 全体 答申案 ・総合戦略進捗状況について
総合計画審議会 答申	平成28年10月11日(火)	・答申

資料4 磐田市総合計画審議会条例

磐田市総合計画審議会条例

平成17年7月1日 磐田市条例第256号

〈設置〉

第1条 磐田市は、総合計画を策定するため、磐田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

〈所掌事務〉

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する必要な事項について調査し、及び審議する。

〈組織〉

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市民の代表者

3. 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〈会長及び副会長〉

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2. 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3. 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

〈会議〉

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2. 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3. 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〈意見の聴取等〉

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

〈部会〉

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3. 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長が指名する。

〈庶務〉

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

〈委任〉

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月17日条例第31号抄)

〈施行期日〉

1. この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料5 磐田市総合計画審議会 委員名簿

No.	氏 名	所属等	役職	備考
1	青島 美子	磐田市教育委員会	委員	
2	飯田 昌弘	公募	一	
3	市川 陽祐	一般社団法人 磐田青年会議所	理事長	
4	岡本 一夫	東海福祉専門学校 静岡歯科衛生士専門学校	講師	
5	加藤 千晶	社会福祉法人 浜松児童福祉園 エオスプレスクール 磐田市子ども憲章制定委員会 委員	園長	
6	倉嶋 恵介	株式会社 静岡銀行 磐田支店	支店長	
7	三枝 幸文	静岡産業大学	学長	会長
8	新貝 令之	株式会社 新貝一級建築設計事務所	代表取締役	
9	鈴木 一雄	一般財団法人 静岡経済研究所	理事長	副会長
10	高木 昭三	磐田商工会議所	会頭	
11	高橋あや子	磐田化学工業株式会社	代表取締役社長	
12	高柳 裕久	磐田信用金庫	理事長	
13	戸塚 邦彦	遠州中央農業協同組合	総務部長	
14	鳥居 勤	磐田地区労働者福祉協議会	会長	
15	橋本 勝弘	静岡県西部地域政策局	局長	平成27年度
	松下 育藏	同上	同上	平成28年度
16	松尾 陽子	福田こども園建設・運営協議会	委員	
17	村上 勇夫	磐田市自治会連合会	副会長	
18	八木 啓仁	磐田市社会福祉協議会	副会長	

※敬称略・所属等に関しては、平成27年5月現在 委員就任当時のもの。

資料6 用語解説

ア

アース・キッズ事業

子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む実践型教育プログラムのこと。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、各小学校と静岡県地球温暖化防止活動推進センター・静岡県、各市町が連携・協力して実施する。子どもたちにセンターが作成したチャレンジ冊子を活用しながら、2週間家庭でエネルギー消費量チェックの取組みをしてもらい、省エネルギーの意識啓発を図る事業。

IoT(アイオーティー)

モノのインターネット(Internet of Things、IoT)は、様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

愛玩動物

ペット(一般的には愛玩を目的として飼育される動物)のこと。

青色回転灯装備車両

青色の回転灯を装備した自動車(通称：青バト)を用いて行われる防犯パトロールに使用する車両。

イ

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時に困難となった乳幼児について、保育園や子育て支援総合センターなどで一時に預かり、必要な保育を行う事業。

移動市長室

市長室を支所や交流センター等に開設し、市長が会議や打ち合わせ、頑張っている市民や団体とのミーティング等の執務を行う。より良いまちづくり・人づくりや健全な市政運営につなげるため、市長が自ら地域の課題や実情を確認する機会となっている。

イメージキャラクター

企業や商品を象徴するのにふさわしく、広告にいつも登場し、企業や商品のイメージづくりをする人。イメージキャラ。ここでは、市の認知度を高める手段としてのマスコットキャラクターのこと。磐田市のイメージキャラクターは「しづっびい」。

磐田国際交流協会

多くの人達との交流を通じて、相互の理解と友好親善を深めるとともに、国際性豊かな人材の育成と、多文化共生の社会を実現し、地域社会の発展及び世界の平和に寄与することを目的に設立された一般社団法人。

磐田国際姉妹都市協会

昭和50年に旧磐田市が米国マウンテンビュー市との姉妹都市提携を締結する際に、草の根の国際交流を推進する目的で設立された団体であり、以来、姉妹都市(米国マウンテンビュー市・北国ダグパン市)との交流に携わっている。

磐田市こども憲章

「磐田の大地を踏みしめ ともに手をつなぎ 明日を楽しみに たくましく生きよう」次代を担う子どもたちが夢と希望をもって、心豈かに未来へ向かっていくための指針として、平成27年4月に制定。

磐田市こどもミュージカル

磐田市から全国へ向けての文化発信とこどもたちの人間育成を目的として、平成5年に活動を開始。オーディションにより入団してから約2年間の育成を経て、修了公演において育成の成果を発表している。

いわた産業振興フェア

新分野進出、産業創出に向けて、企業及び異業種間交流の促進などを目的に平成23年度から開催。平成28年度で6回目となり、179社が出展した。

磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議

高齢者や障害者等の日常生活にかかわりの深い地域団体、福祉団体、民間事業所、行政機関等が一体となり、日常業務や活動の中で高齢者等の異変にいち早く気付き、必要な支援の対応を図っていくための高齢者等見守りネットワークのこと。

磐田市観光協会

市内における観光振興を進めるため、各種事業の企画、立案、運営にあたる。また、地方自治体、交通事業者、観光事業者などの連絡調整や、複数の観光協会による連携(協議会を結成し活動するなど)を行う。ホームページを使った情報発信等を行っている。

磐田市急救センター

医療機関の診療時間外となる休日・夜間の急な発病やけがなどを、手術や入院の必要がない比較的軽い症状の患者の応急処置を行う一次救急医療施設。訪問看護ステーション、子育て支援総合センター、地域包括支援センターを併設。平成25年3月開設。場所は、磐田市上大之郷。

磐田市教育支援センター

不登校児童生徒に心の居場所を与え、生活の自立や学習への意欲化、集団への適応を促すための指導や助言、相談を行う。場所は、磐田市弥藤太島。

磐田市教育大綱

「子育て、教育なら磐田」を誰もが実感できるまちづくりへの基本理念を6つの言葉に集約した磐田市教育の基本指針。磐田市総合教育会議において、平成27年度策定。

磐田市民活動センター

磐田市市民活動センターは、NPOをはじめとするボランティア団体や市民活動団体などの自主的で营利を目的しない社会貢献活動を支援するために、平成23年1月に設置。場所は、磐田市豊田支所1階。

磐田市障害者相談支援センター

障がいのある方の各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う。具体的には、福祉サービスの利用や各種制度の活用の支援、生活上の困りごと・不安や家族・人間関係についての悩みなど障害のある方との家族の様々な相談に応じる。場所は、磐田市総合福祉社会館(i プラザ)内。

磐田市情報館

磐田市内の旬な観光及び地場産業に関する情報が集まる情報発信拠点として、らばーと磐田の1階に平成21年に開設。観光情報コーナー、産業展示コーナー、イベントステージを備える。平成24年6月25日より名称を「磐田市情報館」に変更。

磐田市多文化交流センター

市内在住の外国人の自立支援及び市民との交流を図るため、平成18年に設置。子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児などに関する相談・情報提供、子どもたちの学習支援などの活動を行っている。場所は、磐田市東新町。

磐田市土地利用事業に関する指導要綱

一定規模以上の土地利用にあたって、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保を図り、市の均衡ある発展に資するため定めている磐田市の指導基準。

磐田市文化協会

磐田市において、文化・芸術を追求する団体の活動を支援し、魅力ある郷土の芸術文化の創造と心豊かな社会の形成を目的とした協会。事務局は、磐田市森岡(磐田市豊田支所内)。

磐田市防犯まちづくり条例

防犯のまちづくりに間にし基本理念を定め、市民、自治会、事業者、関係機関、学校など及び市役所の役割を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会を実現することを目的に平成23年に制定(平成23年磐田市条例第3号)。

磐田市迷惑防止条例

迷惑行為の防止及び環境の美化に間に必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的に平成26年に制定(平成26年磐田市条例第32号)。

いわた就職フェア

「地元磐田市で働きたい」という意欲ある学生と積極採用したいという企業のマッチングの場として、磐田商工会議所、磐田市商工会、磐田市が実施している合同就職説明会。

磐田スポーツ部活

中学生のスポーツ活動の機会充実及び教職員の負担軽減のため、学校部活動の枠を超えた新たな形の公設クラブ。

いわたぬくまるマーケット(障がい者施設製品即売会)

障害者週間(12月3日～9日)の啓発活動と障害者施設製品の即売会を行う。市内の施設や団体が、製品販売や団体の活動などをPRしているもの。

いわた農業経営塾

多様な扱い手による農地の有効利用を図るために、農業経営に意欲のある一般企業の農業参入を支援する、実践を通じた農業経営を学ぶ場として、市が民間事業者と協力し開設した(平成27年度開設)。いわた農業経営塾 天竜農場は、磐田市駒場にある。

「磐田の教育」道しるべ

学校、幼稚園、教育委員会事務局や教育委員からの多くの意見を集約して策定した磐田の教育が目指す方向を示したもの。(平成26年3月策定)

いわたのファンクラブ

これから磐田を離れる方や磐田を故郷と思う方、磐田が好きな方などに、ふるさと磐田を感じてもらい、磐田市をもっともっと好きになつてもらうためのファンクラブを設立。会員には、磐田市から市内の楽しい情報、オススメ情報、そして磐田市の現状や取組みなどを定期的にメール配信している。

磐田ふれあい作品展

障がいのある人の社会参加の促進と、障がいに対する理解を深めるために開催。障がいのある方の絵画、書道、工芸、写真等を展示している。

磐田まちめぐりゼミナール

店の存在・特徴を知りながらと共に、店(店主やスタッフ)と消費者とのコミュニケーションにより信頼関係を築くことを目的に、個人商店を会場に、店主が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者(消費者)に伝える少人数制の講座を開催する事業。

インスタグラム

Instagram(インスタグラム)。無料の画像共有アプリケーションソフトウェアのこと。

インターンシップ

就職活動に先駆けて就業体験を積むこと。

工

エコアクション21

環境省が推奨している地方公共団体や中小企業などを主な対象とした環境経営システムの一手法のこと。省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及び節水の取組みを行う。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service、SNS)。Web上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスのこと。Facebook、LINEなど。

NPO(特定非営利活動法人)

「Nonprofit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略。民間非営利組織のこと。医療・福祉・環境・文化・芸術、まちづくり、教育等、さまざまな分野で活動する民間の营利を目的しない組織のこと。特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)によって法人の設立が認められている。

遠州広域行政推進会議

遠州地域における行政課題に関し首長同士で率直な意見交換を行うとともに、広域連携や国・県への提言等による課題解決を図ることを目的に、平成23年度に設置。構成市町は、8市1町(湖西市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧ノ原市、森町)。

延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

才

桶ヶ谷沼ビジターセンター

桶ヶ谷沼の自然環境を保全とともに、自然環境や自然を利用した体験学習活動を行い、自然保護意識の啓発を図ることを目的に設置。桶ヶ谷沼での保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。場所は、磐田市岩井。

海岸堤防

防潮堤のこと。台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防のこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能することを目指すもの。

かかりつけ医

その人が住む地域の病院や診療所などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う医師のこと。

学習交流センター

市民の憩い、ふれあい、学びの場として、平成24年5月開設。学習室、くつろぎ、憩いコーナー、ふれあい交流コーナーを備える。場所は、磐田市中泉(天平のまちビル3階)。

合併処理浄化槽

し尿と風呂や台所排水などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。公共下水道・農業集落排水区域以外の汚水処理を担うことになる。

感染症

ウィルスや細菌などの微生物(病原体)が体内に侵入し、増殖することで引き起こされる疾患のこと。

がんばる企業応援団

市職員が市内の企業に訪問をして交流を深め、信頼関係を築くことで、企業のニーズや現場の実態などを把握し、産業振興施策に反映していくことを目的に、年2回程度の企業訪問を実施している事業。(平成22年度から実施)

企業版ふるさと納税制度

地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った際に税額が控除されるという制度。

起債

国債、地方債、社債などの債券の発行や募集をすること。地方公共団体が地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条の規定に基づき実施する地方債発行(地方債を起こすこと)のこと。

寄附講座

民間企業や行政組織など、大学や研究機関の外部組織から教育・研究振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究教育を行う活動を指す。ここでは、寄附の内容は資金の提供ではなく、カリキュラムやテキストを作成し、講師を派遣するといったノウハウ・人材面での寄附のこと。

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

病院への搬送途上で、傷病者に対し救急車などにて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的に配備される。国家資格。

曜日・祝日等の休日に家庭での保育が困難となった子どもを保育園などが預かる事業。

急に症状を発して病気の進み方が速い疾病に対して、医師、看護師の人員や、医療機器を集中して運用することで、症状が不安定な患者を短期間に回復せらること。

ウイルスの人獣共通感染症。日本においては狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)により、予防、感染発生時の対処、蔓延防止の手段などが定められている。

介護保険サービスのうち、自宅で利用できるサービス。訪問サービス(介護、入浴、看護、リハビリテーション)や日帰りで施設に通い受けけるサービス(介護、リハビリテーション)、短期間の施設への宿泊などがある。

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点と相互に連絡する道路をいい、一般的に第1次～第3次まで設定されており、市指定の緊急輸送路は、市指定の避難所等を結ぶよう設定されている。

久保川治水プロジェクト

二之宮地区の浸水被害の軽減を図るために、今之浦第4ポンプ場・谷田川排水ポンプ場・西御殿川排水ポンプ場及び雨水幹線管渠新設などの治水関連施設の整備工事を行う事業。

景観計画

景観法(平成16年法律第110号)に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。

軽トラ市

軽トラックを店舗に見立て、野菜や果物などの農作物や加工品などを販売する市場。本市では、「みんなで軽トラ市　いわた☆駅前楽市実行委員会」が磐田駅前ジュビロードで定期的に開催している。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。または、日常的に介護などを必要とせず、自立した健康な生活ができる期間のこと。

原子力灾害広域避難計画

地域防災計画に基づき、原子力災害に備え避難等防護措置の判断基準や避難先等について定めた計画。

公益財団法人静岡県グリーンバンク

環境緑化の重要性に対する社会の理解と認識を高めるとともに、自発的な緑化実践活動への県民意識の喚起を図り、もって緑があふれる生活環境の創造に寄与することを目的に設立された公益法人。苗木・種子定期配布などを行っている。

公益社団法人シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、おむね60歳以上の人口を対象として、臨時的短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。昭和55年から、都道府県知事の指定により、市町村に1ヶ所設置されている。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした子どもの数に相当するもの。
算出式：合計特殊出生率＝(母親の年齢別出生数／年齢別女子の人口)の15～49歳の合計

耕作放棄地

農作物が1年以上上作付けされず、農家が今後数年の中に再び耕作する意思のない農地(田畠、果樹園)。

交通安全施設

交通の安全と滑り、交通事故防止などを目指して整備するもの。都道府県警察が整備するもの(交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など)と道路管理者が整備するもの(道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など)がある。

交通結節機能

複数の交通手段を相互に連絡する(鉄道駅、バスターミナル、駅前広場や自由通路、階段や歩道など)乗り換え・乗り継ぎ機能のこと。

交流センター

地域で生じている防災・防犯・福祉など多くの課題を解消し、地域力の向上と地域づくりの一層の推進を図り、市民が「住んでよかった」と真に実感できる地域づくりを推進するため、平成27年4月から、公民館やコミュニティセンター等、類似した施設の機能を見直し、新たに「地区活動拠点施設」として一元化した。地域の活動拠点である交流センターは、地域づくり協議会の活動に対する事務支援や相談対応など、地域住民の総合的な窓口としての役割を担う。

コーディネーター

コーディネーター(coordinator)とは、ものごとを調整する役の人。ここでは、中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善等に関する様々な経営相談に対応する中小企業診断士などの専門家のこと。

コーデュロイ

ベッキンと同じ織り方だが、織うねが特徴。保温効果が高いので冬服に使われることが多い。服を作る際にはブラシをかけた時に毛が起きるよう、逆毛を立てるように裁断をする。日本国内では90%以上が磐田市で製造されている。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省本省に設置された国立の研究機関。平成8年12月、少子・高齢化の進展、経済成長の鈍化により人口問題と社会保障との関連が一層密接となり、両者の相互関係を有機的に研究・解明することが重要なこととなってきたことを踏まえ、国立人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立。

心の教室相談員

学校の教育相談体制の充実を図ることを目的に、磐田市内の小中学校に配置され、児童生徒や保護者を対象とした相談活動を行う職員。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を収集し、ワンストップ相談窓口としてコーディネートを行う拠点のこと。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともににある学校」に転換するための仕組み。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めいくことができる。

災害時応援協定

災害における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、民間事業者や関係機関、または地方公共団体間で締結される協定。

災害派遣医療チーム(DMAT)

災害急性期(発生後48時間以内)に迅速に展開し、応急治療・搬送・トriageなどの災害時医療をはじめ、被災地内の病院支援などの活動を行える専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員(救急救命士・薬剤師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・放射線技師・社会福祉士・コメディカル・専務員等)で構成される災害医療特殊部隊。Disaster Medical Assistance Team の頭字語「DMAT」(ディーマット)と呼ばれる。

再生可能エネルギー

「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」のこと。例としては、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなどが挙げられる。

財政調整基金

市が、急激な税収の落ち込みや災害の発生など、不測の事態に備えて積み立てる基金のこと。

査察

消防法(昭和23年法律第186号)に基づき、防火対象物の関係者に火災発生危険及びこれに伴う人命危険を予防させることの目的として行う立入検査や改善指導のこと。

3次救急医療機関

救急救命センターなどを設け、二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発外傷に対応する救急医療機関のこと。

シ

市営住宅

公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、市が建設または借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅のこと。

市歌

合併10周年記念事業として、市民の一体感を醸成し、誰もが口ずさみとなる市歌を新たに制定するため、磐田市市歌選定委員会が中心となって制作。磐田市歌「ふるさといわた」の作曲は磐田市出身の作曲家、山下康介 氏。歌詞は、全国から応募のあった176作品(市内93作品、市外83作品)の中から、河島俊明 氏のものを選定。

自殺対策基本法

自殺防止のための調査研究、教育広報活動、職場・学校・地域の体制作り、医療の整備など、社会的な取り組みを国や地方自治体の責務とした法律(平成18年法律第85号)。

自主財源

地方公共団体の財源のうち、政府に依存しないで独自に調達できるもの。地方税のはか、手数料・使用料・寄付金など。

静岡遠州観光ネットワーク協議会

静岡県と掛川市・磐田市・袋井市・菊川市・御前崎市・森町の観光協会で組織する団体。共同による観光PRなどを実施している。

静岡県移住相談センター

首都圏からの移住促進を図るため、平成27年4月に東京・JR有楽町駅前の東京交通会館内に静岡県が開設。静岡県内各地の居住経験、子育て経験がある相談員が、各市町や関係団体等と連携し、静岡県の移住関連情報を提供する。

静岡県第4次地震被害想定

平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県が策定した地震被害想定。

しづおかジョブステーション

静岡県は、求職中の方々を対象とした支援施設「しづおかジョブステーション」を県内3ヶ所(沼津・静岡・浜松)に設置。各ステーションでは、学生、若者から中・高齢者、子育て女性まで幅の広い就職相談や、様々な対象別セミナーを開催し、求職者の就職支援を実施。就職相談では、専任キャリアカウンセラー(有資格者)からアドバイスが受けられる。

静岡モデル

津波の倒壊が早く、沿岸部に人口・資産が集中する静岡県の特性を踏まえ、レベル1を超える津波に対しても、被害の軽減を図るために、既存の防災林等の嵩上げ・補強等により、安全度の向上を図る取組みのこと。

市政懇談会

磐田市自治会連合会の各支部や地区からの要望に応じて開催する行政と市民との意見交換会。市からは市長・副市長・教育長・テーマに関係する所管部長が参加する。磐田市自治会連合会の主催事業。

次世代型農水産業

ICTを活用した環境制御による大規模施設園芸や植物工場、種苗開発、ロボット技術の活用などにより生産性を高め、農水産物の高付加価値化の技術革新をめざす、新しい農水産業のビジネスモデル。

自然環境保全地域

静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)に基づく保全地域。優れた天然林、特異な地形地質や自然現象、動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸・湖沼・湿原・河川、植物の自生地・野生動物の生息地などを対象に知事が指定する。

しつらい

磐田市のイメージキャラクター。市内に伝わる靈犬伝説「恵平太郎(しつらいろう)」の主人公がモチーフ。強さの象徴である紅白の網と真っ赤なふんどし、ふくらほディが特徴。磐田の平和を守り、応援してくれてるみんなを元気にするため、あちらこちらへお出かけしている。誕生日は1月20日で食いしん坊の男の子。磐田市特産のメロンが大好物。市内外のイベントなどでは、磐田市の魅力をPRしている。



©磐田市

しつらいこども福祉基金

地域保健福祉活動に加え、次代を担う子供たちの健やかな成長や安心して子育てができる環境づくりに資する事業を、さらに充実させていくために磐田市が設置した基金。

指定管理者制度

サービスの向上及び行政コストの縮減を目的に、NPOや株式会社などの民間事業者に、公の施設の管理運営を担わせる制度。本市においては、57施設に導入済み(平成28年4月1日現在)

指定救護所

災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う場所。大規模災害が発生すると、多数の負傷者がおそれや、地域の医療機関も被害を受け、機能しなくなる可能性があるため、市は、災害医療の最前線として救護所を開設する。

指定避難所

地震や津波などにより、自宅が被災して生活することができない人が避難生活をする場所。主に学校等の公共施設が指定されている。避難者により編成された運営組織が避難生活を運営する。

シティプロモーション

市が、地域の魅力(産業・文化・観光・自然など)を効果的に内外に伝え、より多くの人に知ってもらうとともに、市のイメージを向上させることにより、交流人口や定住人口の増加を図ろうとする取組みのこと。

社会福祉協議会

地域福祉と民間福祉事業やボランティア活動の推進・支援を目的として設置されている社会福祉法人。民間団体ではあるが、社会福祉法によって規定され、国・県・市町村単位で組織されている。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、導入された制度。マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

住宅用火災警報器

火災報知機の一種で、主に一般住宅に設置され、火災の際煙や熱を感じて音声やザー音で警報する警報器。平成18年6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅の居室や階段上などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。既存住宅についても、戸建住宅や、自動火災報知設備が付いている共同住宅は、遅くとも平成21年5月までに設置することが義務付けられている。

受益者負担

公共施設の利用など特定の公共事業によって利益を受ける者に経費の一部を負担させること。

ジュビロ磐田ホームゲームの小学生一斉観戦

ホームタウンに住む子どもたちが、地域のプロスポーツチームであるジュビロ磐田の試合を観戦することで、様々なスポーツに興味を持つきっかけ作りと共に、地元チームへの愛着や、磐田市をふるさととして誇りに想い、将来にわたって磐田市を愛する気持ちを育むことを目的に実施。市内小学校の5・6年生が一齊に観戦する。(平成22年度から実施)

ジュビロ磐田メモリアルマラソン

磐田市内で行われるマラソン大会。ハーフマラソンなど、ジュビロ磐田のホームスタジアム「ヤマハスタジアム」周辺をコースとする。第1回大会は平成10年。

ジュビロ磐田メモリアルマラソン実行委員会の主催事業。

循環型社会

廃棄物の発生を抑え(リデュース)、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収などにより適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の仕事に関すること、生活に関することを一括的に支援する専門機関として、静岡県下8ヶ所に設置されている。ハーフワークや障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校などの関係機関との近隣における連携拠点として、障がいのある方や家族からの相談に応じ、職業訓練・就職活動・職場の定着、日常生活の支援など、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上のサポートを一括的に行う。

小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行なう事業。

小中一貫教育

初等教育(一般の小学校で行なわれている教育)と前期中等教育(一般の中学校で行なわれている教育)の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。本市では、各中学校区の特色を生かした共通のビジョン・目標・カリキュラムを設定し、実施している。

消費者団体

消費者運動を通じて地球環境の保全と食の安全の推進を図る団体。

消費生活センター

訪問販売や架空請求など、消費生活に関する苦情・相談などを受ける消費生活相談員を配置した機関。市民相談センター内に設置。

情報通信技術(ICT)

情報処理および情報通信。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

食育

食に関する様々な体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を養い、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

女性相談室

自分の生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなどについて、専門の相談員が女性からの相談に応じるもの。磐田市では、磐田市総合健康福祉社会館(イプラザ)内に設置。

女性防災クラブ

家庭防災という観点から、日頃家庭で火気を取り扱う機会の多い女性の方に、防火や防災の簡単な体験を通して、防火・防災の知識を身に付けてもらうことなどを目的としたクラブ。

自立支援給付

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づく、全国統一の事業で、大きく4つ(①~④)に大別される。
①介護給付
自宅での入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動の介助の他、介護施設などの介護、創作活動や生産活動の機会を提供するなどのサービス。

②訓練等給付

日常生活を営めるよう、身体機能や生活能力の向上を目的とした訓練や、就職に向け必要な知識や能力の向上を目的とした訓練を行う。また、介護の必要な障がい者を対象に共同生活の場を提供し相談や援助を行う。

③補装具費の支給

車いすや義足など失われた機能を補う道具(補装具)の購入や修理の際に必要な費用の支給を行う。補装具や支給額は定められている。

④自立支援医療

18歳未満の障がい児が、生活の能力を得るために必要な医療にかかる医療費や、18歳以上の障がい者の自立や社会活動への参加の促進を図るために必要な医療にかかる医療費の支給を行う。

人事評価制度

任給、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価制度。

新地方公会計制度

平成18年に公表された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(総務省)」において、地方公会計改革が打ち出され、人口3万人以上の都市においては、平成20年度決算までに貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表の整備に取り組むことになった会計制度のこと。

ス

スマートインターチェンジ

高速道路の本線上またはサービスエリア(SA)、パーキングエリア(PA)、バスストップ(BS)に設置されているETC専用のインターチェンジ(ICのこと)。

セ

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の影響を受けて発症・進行する病気の総称。(糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなど)

ソ

創業支援事業計画

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施するため策定する計画。計画(最長5年間)について、国が認定することになっている。

タ

第1次磐田市総合計画

平成19年3月に策定した磐田市総合計画。本市の特長を活かした新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、「新市まちづくり計画」との整合を図りつつ、さらに新たなニーズや課題を踏まえ、本市の自指す将来像とそれに向けた長期的な展望を示したもの。

タ

体験型観光

これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものと期待されている。

テ

耐震シェルター

地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースなど一定の空間を守ってくれる装置。住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するもの。

ナ

多文化共生

国籍や民族など異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

二

男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、男女が対等な構成員として社会に参加すること。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定概念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

二

ダンスエポリューション

小中学生や学校の先生たちにダンスに慣れ親しみ、身近に感じもらい、その楽しさや理解を深めてもらおうと平成25年度から開催したダンスイベント。磐田ダンスエポリューション実行委員会主催。

チ

地域医療連携

それぞれの医療機関の機能を有効利用するために、病院と診療所、あるいは病院同士が連携し、患者に効率的で適切な医療を提供する連携のこと。

チ

地域型保育事業

0~2歳児を対象とした、定員が19人以下の保育事業。小規模保育事業(6~19人)、事業所内保育事業等がある。

チ

地域生活支援事業

サービス内容は、下記6つの必須事業の他、利用者のニーズを踏まえ、地域の実情に合わせた独自のサービスを行っている。

①相談支援事業

障がい者やその家族などからの相談に対し、必要な情報提供や援助を行う。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対して、制度の利用支援を行う。

③コミュニケーション支援事業

意思疇通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約記者の派遣や点字、音声読みによる支援を行う。

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある方について、外出するための支援を行。

⑤地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がい者と社会との交流を図る。

⑥日常生活用具給付等事業

障がいがある方が、日常生活を送る上で必要な生活用具の給付を行う。

チ

地域づくり協議会

地域課題への対応、地域活動の企画や効率的な運営を行い、組織を構成する団体や地域住民が連携した活動を通して、役員の負担軽減や扱い手不足の解消につなげる取組みを推進する組織。

チ

地域プラン

特定の地域で産出される野菜や果物・魚や肉などの生鮮特産品や、その特産の素材や伝統の技術を活かして製造される加工食品等の商品、あるいは、特定の地域で提供される温泉地やリゾート地などのサービスのプラン。

チ

地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療、介護、生活支援サービスなどを包括的及び継続的に支援を行う仕組み。

チ

地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、高齢者の総合相談窓口として、保健・福祉・医療の連携、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う介護保険法に規定された機能・生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

チ

電子書籍サービス

デジタルデータで作成される出版物(電子書籍)を、検索・貸出・返却・閲覧できるサービス。

チ

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成18年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービスのこと。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。平成24年度からは、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスが設けられた。

チ

地籍調査

一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

チ

地方分権一括法

地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)は、平成11年7月に成立し、平成12年4月から施行。全部で地方自治法など47件の法律について必要な改正を行ふことを定めた関連法案からなり、より地方の権限を強化しようという狙いから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする内容となっている。これにより、地方への権限移譲が進められている。

チ

チャレンジショップ事業

「これから起業しようとする人」「趣味で作品を作っている人」「売り物を持っている各種団体」などが既存の商店を間借りして商売体験・作品披露などができる場を提供する事業。

チ

中遠広域事務組合

不燃性ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する事務組合。構成団体は、磐田市、袋井市、森町。

チ

中東遠消防指令センター

中東遠地域5市1町(磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市及び御前崎市。5消防本部)の共同で整備した指令センター。広域災害・大規模災害への効果的な対応や近隣消防機関との連携強化、迅速な相互応援出動などが可能となる。場所は、磐田市福田支所内。

チ

長寿命化

公共施設の効率的・効果的な補修・保全を行うことにより施設を長く良好な状態に保てるようにすること。

チ

抵抗性クロマツ

マツノサイゼンチユウ(松食い虫)が樹体内に侵入しても枯れにくい(抵抗力のある)クロマツ。

チ

デマンド型乗合タクシー

利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応えるタクシー。予約により、乗車場所・目的地まで向かう。乗り合いなので、ほかにも同じ便に予約した人がいれば道順に回って目的地まで運行する。なお、乗車場所・目的地をあらかじめ定めることにより、一般タクシーと区別を図る。

チ

電子書籍サービス

デジタルデータで作成される出版物(電子書籍)を、検索・貸出・返却・閲覧できるサービス。

チ

電子申請システム

パソコンやスマートフォン、携帯電話から市への各種申請や届出などの各種手続きを行うことができるサービス。

チ

天竜浜名湖鉄道

JR東日本特定地方交通線二俣線を前身とし、静岡県遠州地方の浜名湖北岸を走る鉄道路線「天竜浜名湖線」を運営する、同線の沿線自治体などが出資する第三セクター企業。

チ

特定健康診査

健康保険法(大正11年法律第70号)の改正によって、平成20年4月より40~74歳の保険加入者を対象として、全国の市町村で導入された健康診査。心筋梗塞や脳血管疾患、糖尿病等、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診査。発症リスクが高い人を対象に、生活習慣の改善をサポートすることで発症と重症化の予防を目的としている。

チ

特定非営利活動法人磐田市体育協会

昭和24年、野球連盟、陸上協会、柔道協会、テニス協会の4団体により設立され、その後、新たな競技団体が加盟し、現在32競技団体と地区組織により体育振興、運営を行っている特定非営利活動法人。

チ

特定保健指導

特定健診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するため保健指導を行うこと。糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させること(病気の予防)を目的に実施されている。

チ

土地区画整理事業

都市計画区域(都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある区域のこと)内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るために、土地の区画形成を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園などの公共施設の整備改善を図る事業。

チ

DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者や恋人等、通常「親密」であると考えられる者から相手方にふるわれる身体的・精神的な暴力。

チ

ながふじ学府

豊田中学校区(豊田市学校・豊田東小学校・豊田北部小学校)の学府の名称。学府とは小中一貫教育を行う各中学校区の中学校全休のこと。

チ

認知症カเฟ

認知症の方やその家族が情報交換・交流できる場所として気軽に利用できる定期的に開催されるカเฟ(喫茶店)のこと。

チ

認知症サポートー

認知症になっても地域で安心して暮らせるように、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人とその家族を支える方。

ニ

認知症初期集中支援チーム

認知症の人、または認知症が疑われる人の自宅を訪問し、専門の各医療機関や利用できる介護サービスなどの紹介、利用支援を行う。保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士などの国家資格保有の専門職が2名以上、認知症などの専門医療の経験がある医師1名により構成される。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関につなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化など、将来の農業経営の改善計画を掲げた「農業経営改善計画」を作成し、市長の認定を受けた農業者のこと。認定農業者に対しては、低利資金の融資・税制の特例などの優遇措置がある。

ノ

農地所有適格法人

法人として農業を行なう農業法人のうち、特に農地の権利取得(買う・借りる)を行うことができる法人で、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に掲げられた要件を満たす法人のこと。

農用地

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条1号の規定に基づく、耕作を目的とする農地と採草地・放牧地のこと。

ハ

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に示されている。

パブリックコメント制度

Public Comment、意見公募制度、意見提出制度。公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続のこと。

ヒ

PFI

公共施設の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行なう新しい手法(Private Finance Initiativeの略)

東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で深さ約24kmを震源として発生した地震。

ビジネスマッチング

商品やサービスの提供側とその利用者側との間にあって結びつけビジネスにつなげること。

ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。

人・農地プラン

集落(地域)の話し合いにより、今後の中心となる経営体や、その経営体への農地の集積、将来に向けた地域農業のあり方などを定めたもの。

病後児保育

病気が回復期にある子どもを保育する事業。

広島平和記念式典

広島県広島市に原爆が投下された8月6日の原爆忌に広島平和記念公園で行われる。原爆死没者の靈を慰め、世界の恒久平和を祈念するための式典。なお、正式には「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」という。

フ

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がいなど一般の避難所では支障を來す人に対して、ケアが行える避難者に配慮した避難所のこと。

普通救命講習

市民に心肺蘇生法などの応急手当を普及させ救命率の向上を図るため、中学生以上の磐田市民並びに磐田市内の事業所などに従事する方を対象に、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法、異物除去法、止血法の実技及び講義を3時間で実施する講習。

ふるさと先生

35人以下学級による個人に応じたきめ細かな指導及び小中一貫教育の推進のため、市費により市単独で雇用している教員。

ふるさと納税制度

「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」。

ふれあいサロン

高齢者の閉じこもり予防及び介護予防のために、地域の公会堂などに集まり、おしゃべり、体操、ゲーム、歌、レクリエーション、会食等を行なう交流の場。

ふれあい広場

誰もが楽しくふれあい、福祉・ボランティアに対する理解を深めなど、地域福祉の推進と啓発を図るイベント。

ペッコウトンボ

国内希少野生動植物種に指定されているトンボ。ペッコウトンボは、桶ヶ谷沼を代表するトンボで、桶ヶ谷沼は、本州で最東端のペッコウトンボ生息地であり、国内では唯一の安定した多産地といわれている。

ホ

放課後子供教室

子どもの安全・安心な活動場所として、学年の異なる児童や地域の人々と交流する場を確保するため、学校の空き教室や校庭を活用して、勉強、スポーツ、文化活動を通じて、世代を超えた交流を行なう事業。

放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、放課後や長期休業中、保護者に代わって育成支援を行う施設で、学校の余裕教室などをを利用して実施するもの。

防火対象物

火災予防を行う必要がある建築物のこと。防火対象物の種類(用途区分)が消防法施行令(昭和36年政令第37号)に規定されており、特定防火対象物と非特定防火対象物に分けて、防火管理を行わなければならない(防火管理者を選任する)条件が定められている。

マ

マーケティング

商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行なう企業活動の総称。市場活動。販売戦略。

まち美化パートナー制度

身近な公共空間である道路、河川、公園など公共施設の清掃や管理を、市民と行政とのパートナーシップ(協働)で行なう制度のこと。

ミ

民営化

これまで地方公共団体が主体となって行ってきた業務を廃止して、その業務の運営主体を民間事業者などへ変えること。

民生委員・児童委員

民生委員法(昭和23年法律第198号)により厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。通常「児童委員」を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談支援等を行う。

メ

メール配信サービス(いわたホットライン)

携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して、市民にさまざまな情報を配信するメール配信サービス。内容は、防犯や子育て、イベントなど、利用者が希望する項目を選択、登録することで、リアルタイムに情報を受け取れる。登録は無料。配信の登録や変更、削除、メール受信などにかかる通信料やパケット通信費は利用者の負担となる。

ヤ

ヤング草莽塾

将来のまちづくりを担う人材を育成することも、高校生の柔軟な発想を市政に生かし、高校生のまちづくりへの参加意識の高揚を図るために、行政課題の解決策などを研究・検討し、企画書の作成・提案にグループで取り組んでらう事業。対象は、市内の高等学校に通学する生徒。草莽(そうもう)塾の名前の由来は、吉田松陰が松下村塾で塾生に教えた言葉である「草莽崛起(そもうもうくつき)」に由来する。「在野の人よ、立ち上がり」という意味。

ユ

UIJターン就職

地方出身者が都会の大学へ進学。卒業後、出身地に戻って就職する「Uターン就職」、都会の出身者が地元の大学に進学。卒業後、出身地とは異なる地方の企業に就職する「エターン就職」、地方出身者が都会の大学へ進学し卒業後、出身地とは異なる地方の企業に就職する「Jターン就職」の総称。

リ

立地適正化計画

都市再生を図るために、都市機能の立地を誘導するべく作成されるマスタープラン。都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき、市町村が作成する。

療育

障害のある児童に対して、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性の開発を図ること。

レ

レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要となる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。(reference service)

ロ

老人クラブ

地域に住んでいる高齢者の福祉を目的とした組織で、高齢者福祉の活動を行っている団体のこと。

6次産業化

生産(第1次産業)、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも生産者が主体的・総合的に関わることで高付加価値化を図り、活性化につなげていく経営方法。

ワ

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを表す。